

第七十一回国 参議院社会労働委員会會議録第二十号

(三八五)

昭和四十八年七月十七日(火曜日)

午前十時三十五分開会

委員の異動

七月十三日

辞任

君

七月十四日

辞任

菅野 儀作君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任

菅野 儀作君

補欠選任

健男君

大橋 和孝君

玉置 和郎君

丸茂 重貞君

須原 昭二君

小平 芳平君

石本 茂君

上原 正吉君

川野 健男君

高橋 文五郎君

寺下 岩蔵君

橋本 繁蔵君

山下 春江君

田中 寿美子君

藤原 道子君

矢山 有作君

柏原 ヤス君

中沢 伊登子君

小笠原 貞子君

委員以外の議員

発議者

和田 静夫君

厚生 大臣

齋藤 邦吉君

政府委員

大蔵省主計局次

長

辻 敬一君

厚生省環境衛生

局長

浦田 純一君

厚生省医務局長

龍沢 正君

厚生省業務局長

松下 康蔵君

厚生省社会局長

加藤 威二君

厚生省児童家庭

局長

穴山 徳夫君

厚生省保険局長

北川 力夫君

厚生省年金局長

横田 陽吉君

社会保険庁医療

保険部長

江間 時彦君

社会保険庁年金

保険部長

八木 哲夫君

事務局側

常任委員会専門

員

中原 武夫君

説明員

大蔵省理財局資

金第一課長

山口 光秀君

労働省労働基準

局長

廣政 順一君

廣政 順一君

○連合審査会に関する件

○医療法の一部を改正する法律案(和田静夫君外

七名発議)

○委員長(大橋和孝君) ただいまから社会労働委

員会を開会いたします。

健康保険法等の一部を改正する法律案、厚生年

金保険法等の一部を改正する法律案、日雇労働者

健康保険法の一部を改正する法律案、児童扶養手

当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法

律案、以上四案を一括し議題とし、前回に引き続

き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○田中寿美子君 私は、厚生年金保険法等の一部

を改正する法律案についての質疑をしたいと思っ

ておられます。最初に、厚生大臣に基本的な理念

についての御意見を伺うつもりでしたけれども、

いまお席においでになりませんので、それでは年

金局の方に、今回の五万円年金といわれているも

のが、厚生省の発表によりますと、大体対象者が

八十五万人のうち八万人ぐらにはなるだろう

ということですが、その根拠は、計

算の根拠は一体どのくらいか、はたして私はそう

いうふうな考え方があるのかどうかと

いうふうな御意見を伺いたしたいと思います。

○政府委員(横田陽吉君) 今回の厚生年金の給付

水準の改正の問題でございますが、御指摘のよう

に、二十年以上の加入の方の標準的な金額が、妻

の加算を含めましておおむね五万円と、こういう

ふうなことになるわけであります。それで問題は、五

万円年金を受ける方が現実にはどれくらいいるか

というその数の計算の根拠ということでございます

が、二十年以上の加入期間を持つておられる方に

つきまして具体的なケースから引き出してその平

均でもってどうなるかというふうな計算

をいたしております。したがって、どのような根

拠で、どうなったかという点につきましては、現

実に二十年以上の方でもっておやめになる方の平

均的な標準報酬を、御承知のような再評価等のや

り方でもって実際に標準報酬を計算をいたしまし

て、その結果、五万円以上の方が何人か、そのよ

うな計算をいたしております。

○田中寿美子君 いま、よくはつきりしないん

ですが、そうすると、計算では、対象になる人が

どのくらいあつて、そのうちの何人が五万円相当

の年金を受けるようになるかという数をちゃんと

おっしゃっていただきたい。

○政府委員(横田陽吉君) 根拠ということござ

いましたので、そのやり方だけを申し上げました

が、数を申し上げますと、四十八年度末に老齢年

金を受ける方、八十四万人、そのうち、加入期

間が二十年以上である者が四十六万一千人、その

中で五万円年金を受ける者が八万五千人、こうい

う数でございます。

○田中寿美子君 その計算の根拠は、つま

り、モデル計算ですか、それを説明していただ

きたいわけなんです。

○政府委員(横田陽吉君) これは標準的な加入期

間を持つておる方で、標準的な報酬の方の年金額

が幾らかと、こういうこととございまして、で、

この場合の標準的な加入期間と申しますのは、四

十八年度末におきましてはちょうど二十年以上

の標準的な方の平均の加入期間が二十七年になり

ます。したがって、期間の計算をいたしましては、

二十七年を基礎としております。それから標準

的な報酬につきましては、御質問があれば詳しく

お答え申し上げますが、四十七年度の標準報酬

の月額といたしましては、その結果の標準

報酬の月額というものが八万四千六百円になり

ます。したがって、二十七年の加入期間について八

万四千六百円の報酬の方の年金額というものが五

万八十二円である、こういうことでございます。

○田中寿美子君 これは実はわれわれ野党四党のほうの年金法案も、それから厚生省のモデル計算も、やはり、八万四千六百円という標準報酬の平均をモデルとしてとっているわけなんです。それで、それについて私は疑問を持っているわけなんです。たとえば、これは民間の企業の調べなんですけれども、昭和十九年の十一月に厚生年金に加入して、昭和四十六年十月に五十八歳で定年退職するまで二十七年間被保険者であった人、これがあるんですね。その人が昭和四十八年十一月に六十歳になって新規の裁定者になる、その場合、昭和三十二年十月以降昭和四十六年十月まで百六十九ヵ月間の男子の平均標準報酬と同じ賃金を取っていると仮定して、で、男子の平均標準報酬に見合う保険料を付けてきたとしますと、六万四千八百三十二円という報酬額が出るわけなんですけれども、それをまあ、いまのさっきのお話では、見直しをした、再評価をしたから八万四千六百円になったというふうなお話なんですけれども、これ、これはたして八万四千六百円というものが妥当かどうかという、私は、つまり少し高めに厚生省は見て、そして数の上では五万円年金を受けとる者が八万人余も出るかのようになっている感じがする。これは昨年の暮れの選挙中に五万円年金、五万円年金という宣伝をなされた。これはまあ大臣に言うべきことだと思います。その五万円年金というのは、ことしからすぐに五万円年金がもらえるかのようなイメージを与えたわけですね。ですから、厚生省の方にこのことを言うと、いや五万円年金なんてわれわれは決して言っていないよ、五万円水準の年金を目ざす制度だということなんだと、こういうふうに言っているのじゃない。たいへんこれは選挙用に使うことと厳密に言うこととは違うと思います。だから、私もがまばろしの五万円年金というわけなんですけれども、その計算の根拠も、これはわれわれ野党のほうの計算も八万四千六百円をモデルにして

があるんですけれども、もし、それを解明していただければ私もつきりするんですが、で、さっき申し上げた事例で計算していきますと、妻の加給まで含めても四万四千七百幾らになるわけなんです。その辺をそうじゃないと、確かに厚生省の計算したその方式は正しいんだということをよくわかるように説明していただきたいのです。

○政府委員(横田陽吉君) この八万四千六百円の根拠につきましては、先ほど申し上げましたように、現実の記録から引き出して、それを再評価をいたして平均をいたしたものが八万四千六百円でございますので、何ら操作は加えてないわけでございます。

○田中寿美子君 全然いまの説明では私よくわかりません。しかし、いま大臣がお見えになりましたので、そういう技術的な問題はまた別の機会にしたいと思っています。

大臣、去る四月二十五日に、私、本会議で年金法案に関する代表質問をいたしました。その席上で、政府側の一番先に私は社会保障の基本理念についてどう考えているかというところをお尋ねしましたところ、たいへんそのお答えは私は粗末であつたと思う。社会保障というのに対して厚生省やそれから総理大臣は、ことしは福祉の年と言われるならば、ほんとうに高い理念があつてしかるべきだと思ふのですけれども、厚生大臣は、高齢化社会を迎えるにあつて、年金制度の確立をはかることは、いまや内政上最優先の課題の一つと申すべきである、ということはおっしゃっているわけですね。それからまた、別のところでは、年金が一番おくられているんだとおっしゃっている。私は、いまの新しい政府の新長期経済計画です。か、「経済社会基本計画」、あれなんかでも「活力ある福祉社会を目ざす」というふうにおっしゃっているのですから、それならばもう相当大きな政策の転換がなければならぬと思うのです。確かに何歩かの前進があつたことは私も認めます。それですけれども、五万円年金水準じゃな

くて、ほんとうに五万円年金がないと老人は困るわけなんです。そういうことをするために、たいへん、相当ドラスチックなことをしなければならぬはずだということを最初に申し上げたいのでございますが、その辺で、厚生大臣はいろいろの面で相当の改正を加えたというふうにおっしゃっておりますけれども、いままでの厚生省の社会保障に関する行政の線の上に積み重ねていっているわけなんです、もつとドラスチックな、基本的な改革を加えていくお考えがないかどうかを初めに伺いたいわけなんです。

○国務大臣(斎藤邦吉君) まあ、わが国の社会保障のうちで、社会保障は全般的に申しますと戦後二十八年の間にいろいろの制度、仕組みができてまいってきておりますが、そのうちで、やはり一番はおくられておるのは年金であつたと思ひます。御承知のように、国民年金にいたしましては、厚生年金にいたしましては、現行の二万円水準というものであつたわけでございます。そこで、この年金額を何とか老後の生活をささえるに足る年金額に上げるということが私は一番大事なことでありまして、こういうふうに考えまして、先ほども年金局長からお話があつたかと思ひますが、過去の標準報酬の平均額、すなわち八万四千円といふものの大体六割といふものを年金額といふことに定めるようにしようではないか、こういうこととにしたわけでございます。この平均標準報酬の六割といふことになりましたと、いろいろな年金に関するILOの条約と申しますか、そうした条約の上からいってもおくれた金額ではない、西欧先進諸国並みの水準に近づいた額になる、こういうふうなことで、私どもの当面の目標は、まず西欧先進諸国並みの社会保障というものを實現したい、これが私のさしあたりの起点でございます。この点につきましては、先般の予算委員会等でもお答えをいたしましたことがございますが、たしか一九六六年における社会保障の給付費といふものは非常に、まあ六%、国民所得に対する社会保障の

給付費といふものは六%ということでは非常に低い。西欧においては一四、五%までになつておるといふ状況でございます。そういうふうなこともあわせ考えまして、先般の二月に閣議決定になりました「経済社会基本計画」では、振替所得の国民所得に対する比率を六%から八・八%に高めよう、かりに八・八%ということになりますと、社会保障給付費の国民所得に対する比率はどのくらいになるかといひますと、大体一〇%ないし一一%になるわけでございます。そういうふうな水準でわが国の社会保障がその後の五年も進むとしますと、すなわち十年後ということになりますと、十年後ということになりますと、まさしく社会保障給付費の国民所得に対する比率は一五%をこす水準になるわけでございます。そういうふうなことを考えてみますと、私どもは今回の厚生年金あるいは国民年金の改正によって水準を西欧並みに近い水準に高め、そのほかのもろもろの社会保障の体系もそういうふうな高めていくならば、今後五年間に給付費の国民所得に対する比率は一〇%、十年後には一五%、こういうことになるかと考えておるわけでございます。今後とも私どもは、制度はありまして内容のおくられておる点、そういう点にやっぱりできるだけの力を注いで一日も早く西欧先進諸国並みの福祉社会といふものを建設するように努力していかねばならないと考えておるような次第でございます。

○田中寿美子君 ですから、いま大臣が言われたことでもわかりますように、五年後に振替所得八・八%、それから十年後になつたら一五%ぐらいになる予定だといふふうにおっしゃいましたので、大体十年後に西欧並みを目標として出発しているといふことであつて、五万円年金が即座にこなし實現するわけではない。つまり五万円年金は先ほどの計算でも八万五千人くらい、うち一〇%です。対象者の一〇%ぐらいがどうにかもたらさるだらうという計算なんです。私は、これはちよつと甘い計算だと思ふのです。さっきそのことで最初にあいいうことをお尋ねしたわけなんですけれ

ども、実際にはそれよりきつと少ないだろうと思う。来年の国会でちゃんと報告していただいたらわかると思うのですが、それにしまして、そういう方向に向かつていくことはいくことではないですが、それをきつと早いこと、十年老齢者は待つてはならないこと、このことで私どもは、野党はことしからすぐにでも五万円ないし六万円年金、六万円年金と私どもも言っておりますが、実施すべきだということを言っているわけなんです。それから、これは社会保障の一番基本の理念としては、いまは憲法二十五条を根拠にしているわけですが、あの憲法二十五条は、国民の生活権や生存権を保障して、そして国の責任が、そこに義務が課せられておりますね、「国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と書いてあって、年金だけで西欧並みに追いついても、ほかの医療もあります。それから社会福祉全般もあります。それから、年金の水準あるいは制度において欧米に劣らないものになったといわれるときに、十年後といふことは、私、まずつけ加えなければいけないし、それから水準とか制度がそうであっても西欧諸国の場合、特に社会保障、社会福祉の進んでおります諸国に行ってみますと、年金額がきつとあるというだけではないわけでございますね。医療なんかは公費負担の部分が非常に多いと、入院した場合に公費負担の部分が非常に多いと、出産費が全く公費であるという国がたくさんあるし、それから住宅、そのほか教育費、すべてが一緒になって国民の福祉ははかられておりますので、そういう点、長い間のストックの財産を持っておりまゝ国々に比べて、日本は非常に急速な努力をしないといま困る者は非常にふえていくだろうと、そういうことを初めに申し上げておきたいわけなんです。そこで、現在の日本は資本主義国でございますから、富は偏在しております。何十億も脱税できる人もいます。しかし毎日の物価高で家計費が非常に苦しいという者も一ぱいいるわけなんです

ね。こういう社会で社会保障や社会福祉を実現するためにこれはどうしても社会保障というものの考え方をその所得の再配分をする方法なんだというふうな割り切らないとだめじゃないかと私は思うわけなんです。私たちはまた別の、たとえば働く者が生み出した富全体を国民全部に分ける社会主義社会というふうなものを理想に描いておりますけれども、現在私どもも住んでおります社会は資本主義社会ですから、ですから大企業は幾らでもどんどんもうけるような仕組みになっているし、そうして働く者は、中で、老後の不安におびえて、そうして働く者は、こういう状況の中で所得が不平等であることに對して、それを再配分して、もう一ぺん取り過ぎた人からは取って、そうしてなるだけバランスをとろうとしていく、これが資本主義社会の中の社会保障の考え方だろうと思うのですけれども、その辺について、この前も私はお聞きしたので、すけれども、総理からも、厚生大臣からも社会保障のその基本理念を、そういうふうな、どう考えられるというのかについて御返答がなかったわけなんです。ですから、その基本的な考え方をお伺いしたいわけなんです。

【委員長退席、理事須原昭二君着席】

○国務大臣(斎藤邦吉君) 私どもは、社会保障の水準というものを、西欧先進諸国並みに高めようというところでございますが、それはもとより年金だけで問題を解決するものではないことはお述べになりましたとおりでございます。そのほかの、もう一つの社会福祉施設の整備、そういう方面に力を入れていかなければならない、これはもう当然のことだと考えております。そこで、社会保障のいろいろな財源のお話でございますが、社会保障の考え方は、お述べになりましたように、健康にして文化的な生活を保障するという国の保障ということから出発し、そうして、そうした大道に沿うて進んでいかなければならないことはお述べになりましたとおりでございます。そういうふうな社会保障の充実にあたりましては、資本主

義社会にありまして、富の再配分といったふうな色彩は私は徐々に強くなってしかるべきものではないかと、こういうふうな考えをお聞かせでございます。やっぱりお互いに助け合うという精神、そういう精神が基礎でありますことは、これはもう事実でございますから、その上に立つて再配分的な考え方というものを徐々に強めていくというふうなことは、私は世の中の趨勢であらうと、こういうふうな考え方をしておりますし、政府としてもそういう方向で心がけていかなければならぬ問題ではないか、こういうふうな考え方をしております。

○田中寿美子君 所得の再配分、——社会保障、所得の再配分と考えるべきだということについては一応御賛成いただいたと思うのですが、そこで、日本のように一部の企業は、もうたいへんなもうけをあげている。それから、大多数の働く人たちは物価高で非常な苦しみを持っていることと、それから、特に定年退職後の高齢者は非常な不安を持っている、こういうふうなときには高額所得者から相当高い累進課税をとっていく、そうして、それで再配分していくと、一般のその入ってくる税金、これまでの税金の体系の中で配分していくと、これはそれだけじゃありません、社会保険の拠出金なんかも使わなければならないと思うわけなんです。で、総理大臣も、それから厚生大臣も、よく国会の、衆議院やそれからその他参議院の中でもおっしゃっているのですが、拠出金のいかにかわらず、一様に五万円年金を保障するのはきわめて適切を欠くというふうにおっしゃっているんですね。つまり、拠出金は少ししか出さない者は少し受け取るのがあたりまえであって、たくさん掛けた者はたくさん受け取るべきだということの考え方は、いま最初に言われた、その所得の再配分の機能という考え方に矛盾すると思ふんです。で、一ぺん、非常に不平等な富の配分をしてしまった、ある者はたくさん、高額の所得がある、ある者は少ない。それを今度ならしていくときには、少ししか出さないから

えないという観念はもう困るわけです。これは、そもそも社会保障の観念にも通じるところで、けれども、これはどういふふうにお考えですか。

○国務大臣(斎藤邦吉君) この点は、私は、その所得の再配分的な問題とは別個の問題だと考えております。すなわち、こういうふうな国民年金が、一番の対象になるわけでございます。ところが、国民年金制度というものは、そもそも最初から保険制度でいこうではないか、こういうことで出発をしておるわけでございます。その保険制度の中に、はいれない方々に対してどうするかという経過的な、過渡的な措置として、老齢福祉年金、その他が出ておるわけでございます。いま申し上げた所得の再配分的なものという考え方では割り切れない問題だと考えております。これは、やっぱり一つの保険制度というものをとっているならば、その保険料をある程度納める期間なり、あるいは厚生年金は、保険料は定額でございますが、厚生年金等につきましては、その俸給額、さらに保険料を納める年数、それに差がついていくというものは、私は、これはもう当然のことではないかならない、かように考えております。

○田中寿美子君 少し観点が変わると思ふけれども、保険主義、つまり保険制度をとっているから、なるだけ平等の年金がもらえるようになるというふうなものではないというのを申し上げたいわけなんです。欧米諸国、ほとんどみな保険制度です。スウェーデンとかカナダあたりを除いたら、みな保険主義でやっているわけです。しかし、最低額の定額の部分は、みんな暮らせるだけのものをまず保障してやる。そうして、そのあと、所得比例部分で幾らかの差がついていくということであって、どんな人でも、ある一定の年齢になったら、働かないでも、全部お互いのその所得の再配分分で暮らせるという保障をしていく。この観念がいかにいかにかわらず、一様に五万円年金をやるのは不適当だといふもの、いかに非常に危険の念を抱くもの、しかもそれが、最低生活費

はまず保障するべきである、その方向に向かつて、これまで年金をかけるチャンスもなかった者、あるいは納められなかった者、あるいは低額所得でとうてい税金も納められないような者にも、みんな一律に暮らせるだけのものは保障する。そうしてそのあとの部分は、勤続年数やら、それから所得に比例した部分を付加していくと、こういう考え方では外国の保険方式ででき上がっており。ですから、私は、そこがところが、もともと少ししかかけない者はそんなに取る資格はないというふうな考えであつては困ると思うものですから、念を押しているわけなんです。いかがですか。

○国務大臣(斎藤邦吉君) これは、先ほども申し上げましたが、老齢福祉年金等については一応、保険というワケの中には、はいれぬけれども、それだけの生活もある程度のささえをいたしまして、うということまでできておるわけでございます。これは経過的なものでございます。今後何年かたちまして、すべての国民が提出制の国民年金というところでこれはみんななつちまうわけですから、その段階においては、ちゃんと全部の人が五万円なら五万円ということになるわけでございます。したがって、現在、過渡的な、そういう福祉年金という制度がある際に、その人たちに同じように五万円なら五万円出したらどうだ、こういう議論は、私どもはいま賛成しかねるというのを申し上げておるわけでございます。

○田中寿美子君 その経過的なものに手厚い手だてをしなれば、私は、日本の年金制度はなかなか欧米諸国に追いついていけないということ、さっきの五万円も、政府の計算で八十五万人の対象者のうち、わずか一〇%の八万人余しか五万円はもらえないという状況を急速に縮めていきますために、そうして、福祉年金という形であり、その年の年金額も、それから国民年金の年金額も、厚生年金の年金額も、できるだけバランスをとっていくようにするためには、経過措置をたいへん大きくやらなきゃならない。相当思い切った金を

出しませんと、十年先まででようやく追いつくというのでは、非常にいまの老人が苦しみまうので、それで私は申し上げているわけで、経過的な措置をとる場合には、いつかもし上げて恐縮ですけれども、アメリカの、例のニューディールのときに、一九三〇年代ですけれども、これまで全然掛け金をしたこともない人たちに、みな一斉に六十五歳以上の者にはその所得の六〇%近いものを保障した。こういう経過措置をとるということが、ある時点では必要なんではないですか。今回も経過措置がないとは申しませんが、一生懸命に苦勞してやっていらつしやるんですが、これには思ひ切った金を出さないと日の当たらない部分が多過ぎる。残つていくということなんです。ですから、今回、経過措置として、五年年金とか十年年金に對してある程度の幅は上げられたけれども、これをもう少し大幅に上げていく気がおありにならないかどうか。

○国務大臣(斎藤邦吉君) こういうふうな経過的な年金でございますから、さればといて、それが、金額が少なくていい、という考えは私どもも持っておりません。できるだけ五万円という拠出制年金の水準に近づけるような努力をしたいと思います。これは、私は当然だと思ひます。しかしながら、私どもは、そういうふうな考え方から、今回、御提案申し上げておる十年年金等につきましても、二・五倍にはね上がりまして二万五千元、あるいは五年年金につきましても相当に引き上げる、さらにまた、福祉年金等につきましても三千三百円から五千元、さらに来年は七千五百円、五十年後には一万円にしよう、というわけで努力をいたしておるわけでございますが、いま直ちに五万円ということを含め、みな同じにするということ、やっぱり、まだ社会通念上熟していない、こういうふうな考えられるわけでございます。できるだけ額を大きくしていくということ、私もその趣旨においては十分に理解しておるわけでございますが、いま直ちに同額にするということは、やっぱり社会通念上熟し

ていないんじゃないか、こういうふうな考えられるわけでございます。

○田中寿美子君 要求は熟しております。

それで、私たちの四党案も、たとえば福祉年金を一本にこし五万円にするなんて言つておりません。それは、多少の経過というものが必要であるということ。ですから、六十五歳から福祉年金を適用させない、六十七歳から九歳までの人は谷間になっているから、それも含めて福祉年金にしない、そうして、第一年度は、六十五歳から七十歳までの間は二万円、次の年度は一万五千元、次は二万円というように、福祉年金に關しては二万円ということを目指しているわけですね。それから、その他の五年年金、十年年金も、政府の考へているよりはもう少したくさん出して、そうしてお互いなんだん近づいていくように、そうして、やがてそういう福祉年金というものがなくなつていく時期がくるわけですね。そうすれば、老後の不安が一番不安な人から助けられていくということを申し上げているわけなんです。

そこで、よく、これは総理大臣が記者会見でも言われたし、たびたび言つていらるんですが、けれども、年金も高し、医療もたくさんよこせ、——社会保障をたくさんするのは金がかかるのだと、スウェーデンを見てごらんない。スウェーデンは税の負担率もものすごく高いし、五〇%だ、日本は税の負担率は二〇%以下じゃないか、それを見てもほんとうに福祉をよくしてもらおうと思ふならば、税金をもっとたくさん出さないと行かんばかりの言い方をしているらつしやるんです。このことについては厚生大臣はどうお思ひになりますか。

○国務大臣(斎藤邦吉君) 私は、やっぱり年金なりというふうな保険のシステムの上に運営される制度につきましては、より高い福祉を受けるならば、それ相当のやっぱり国民は負担をするという考へ方が私は一番大事なことでないかと、かように考へております。

○田中寿美子君 それで、高福祉・高負担という言い方だろと思うのです。ところが、おっしゃっていることが間違つてゐるのです、実は私も北歐にはちよつと社会保障の勉強に行つておりましたもので、そのスウェーデンの例をとつて総理大臣は五〇%以上というけれども、あそこは非常に累進課税ですよ。所得が高くなつていくと、年間所得六千クローネ、四十万くらいです、それ以下のものは所得課税対象になりません。そして、それ以上のものはずっと累進をしていきまして、そして年間十五万クローネ、これ、ちよつと計算するのがめんどくさいけれども、十五万クローネになりますと税率六五%です。ですから、ずっと平均のところまでは二〇%以下ですよ、一五%ぐらいです。それから、年金税というのはそのほかに五%の年金税をかけてゐるのです。そして所得税を納めない人は、納める対象でない所得の人は年金税も納めなくてもよろしいのです。しかし、納めなくても定額の年金をもらうことになつております。いまの計算でいくと月三万五千元か四万近いかなと思ひますが、夫婦だつたら六万円ぐらいたと思ひますが、そういう定額の部分は国の負担で出している。そうして、そのほかに所得比例部分が附加されていくわけなんです。私は、これは厚生省が資料をおあげになつて参議院の調査室でつくつたんだと思ひますけれども、これには必ずしも十分に資料は出ておりません。それで、何だ、いい社会保障をしてもらいたくないならたくさん税金を出せと、五六%もあるいは六〇%も税金を出しているぞと言われるのは、これは間違つてゐるということを訂正していただきたい。つまり、最初に申し上げましたように、所得の再配分ということを徹底的に考へている福祉国家では、低所得者層は全然税金も課せられないし年金の拠出金もしないでちゃんと暮らせる部分、最低生活のできる部分が保障されているということなんです。厚生省の方が来てお話を聞いていると、年金でもいまや日本はもう西欧並みで、そのほか福祉も西欧よりもっと進んでいて

何もかもいいような話ばかりなされるけれども、これは生活権とか社会福祉とかということとはさつきも申し上げましたように、所得の保障とそれから病気のときの医療の保障とそれから福祉制度が全部が一緒になって、そしてさきえられていくものでございます。

それから、教育だって、高等教育までほとんど学資を育英資金のようなものでいくことができていく状況になっている。そういう全体の中で保障されているということなんであって、その点でたいへん日本はおくれているから振替所得も六%にしかりまだにないというところまでございまして、その辺の考え方を改めていただきたいと思うのです。いかがですか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 福祉の問題は、先ほど申し述べましたように年金制度の確立だけでは十分でございまして、医療保障の問題なり、あるいは社会福祉施設の充実なり、あるいは教育の問題なり、あるいは、われわれのまわりの地域的な生活環境の整備なり、そういう問題全部をひっくるめて豊かな生活ができる、そういう社会でなければならぬ、こういう点につきましては私も同感でございます。ただ問題は、先ほどお話がございましたように、そうした福祉とちよつとありましたように、そうした福祉とちよつとある程度これに見合った負担はしなければならぬのだと、何でも国だ国だ、国費国費と言われましてこれはすべてやっぱり税金でございまして、その点については、高い福祉とちよつとある程度これに見合った負担はしなければならぬ、これは私はやっぱり一番大事なことではないか。まあ、その程度についてはいろいろ議論のあるところだと思ひますが、私はさきように考えておるものでございまして。

○田中壽美子君 それは私も否定しないわけですが、ですから、住宅もそれから教育も、病院も、それから所得も全部保障してくれるんだたら相当の税金を払つたって心配なくて、日本人のよう

にむちゃくちゃに一生懸命に無理な貯金をして、借金をしながら貯金をするという必要がなくなるわけですから、そういう保障ができていく社会の税金が相当高いこと、これは事実です。私は総理大臣が五〇%とおっしゃるのはいささか間違って、平均したら二五、六%になるかと思ひますけれども、それは相当高い負担ですね。それだけの税の負担をしてもいいような福祉の社会をつくっていくというところを考へていただきたいと思ひます。

それから、国費という場合も、これも国民の税金でございまして、税金の使い方をもちつと福祉に、国民の生活のほうに向けてほしいと、こういうことを申し上げていくわけですね。その上、年金の財源のほうはこれは国民の税金と、それから保険の掛け金、拠出金、それから郵便貯金なんかを使つていくわけですね。つまり大衆の汗とあぶらの結晶を使うわけなんです。そして、その使い方は、国民の老後を保障するために惜しいことではないと私は思ひます。生活を保障していくためには惜しんではいけません。そういうことを繰り返して上げて、その上、むしろそういう国民の社会保険の拠出金、まあ、厚生年金、国民年金、それから簡易保険の掛け金、郵便貯金、こういうものは国の大きな財源となつて、財政投融資資金の財源となつてこれらで産業の開発、あるいは日本の高度経済成長のためにぜひ大々く使われてきたわけなんです。私は、この問題について、もう何回も予算委員会でも議論をしておりますので、ここでそれを繰り返す気はないのですけれども、非常に巨額な額にのぼつていく国民の年金の積み立て金の残高、もう、ことしの末には、四十八年度末には九兆九千億にもなるだろう、そういう大きなものが財政資金の中に繰り入れられて使われている。そうすると、税金でもって年金に返つてくる部分がまだまだ少ないのに、一方掛け金のほうは公団、公社、公庫、まあ、政府関係のそういう機関、あるいは日本開発銀行とか輸出入銀行、あるいは特殊会社というところ五十ぐらいありますね、こういうところをトンネルにして、そこから

先貸し出されていって、まあ、ひどいことばで言えば大衆収奪に使われると、こういう状況であるということをおはさして指摘しておかなければならないと思ひます。ですから、年金の資金というのは、過去に掛けてきた資金がもうすでにそれだけたくさんある。そして、それが投資に回つていく。この際、税金の中から向ける部分も、それからこれまで掛けてきた、そして毎年掛けていく拠出金も、もつと年金のほうに戻す私は義務が政府にあると思ひます。私たち国民がそれを要求しているんだと思ひます。ことし、四十八年度です。厚生年金、それから国民年金の拠出金が幾らになつていくか。それから保険の給付費です。ね、これが幾らになつていくかをちよつと述べていただきたいと思ひます。

○政府委員(八木哲夫君) 四十八年度の予算におきます保険料収入につきましては、厚生年金につきましては、一兆三千四百四十八億を予定しております。それから国民年金につきましては、千八百七十一億でございまして、それから給付費の関係でございましては、厚生年金におきましては、千八百七十一億でございまして、国民年金におきましては、千八百七十一億でございまして、拠出関係が七百五十九億でございまして、ね、福祉年金関係が二千八百五億でございまして。

○田中壽美子君 いま申されましたように、今年度一年だけで、四十八年度で、厚生年金の保険金の徴収される、収入のですね、徴収額は一兆三千四百四十八億、そしてその一般会計からの受け入れその他をいれまして、歳入合計一兆八千五百七十一億という金が厚生年金の特別会計には入つてくるわけですね。それから今年度、給付金のほうは三千二百三十五億、年金として支払つていくのは三千二百三十五億でございまして、そのほか福祉施設費、業務勘定への繰り入れ、諸支出金、予備費を計算に入れますと、歳入合計は三千八百五十五億になります。ですから、差し引いて一兆四千七百十六億が残るわけですね、ことしの徴収額の中から。まあ私たちはことし六万四千万年金にして、そして対象

者に支払つたとしても、おつりがまだ来るという計算になるわけですね。そのくらい毎年毎年厚生年金は働いた人たちが徴収しております。それに国民年金を加えて、それで、それだけが財政の原資となつていく、財政投融資資金に繰り込まれる額は幾らでございまして。

○政府委員(横田陽吉君) 御指摘のように、今年度は財政に預託いたす予定の金額は、厚生年金につきましては一兆四千四百八十億、それから国民年金については二千六百億でございまして、これは当分の間、こういった単年度の収支の剰余金は財政に預託されてまいります。そのような年金財政の設計をいたしておるわけでございます。

○田中壽美子君 それで、過去の累積残高、つまりこれまで、昭和十七年から厚生年金は始まつていくわけですね。それから国民年金は昭和三十六年から徴収しているわけなんです。これまでの徴収した累積している残高ですね。これを四十七年度末で幾ら、四十八年度末で幾らになりますか。

○政府委員(横田陽吉君) 四十八年三月三十一日現在では、厚生年金が六兆五千七百八十八億、それから国民年金が一兆一千二百二十四億、合計いたしまして七兆七千二百一十二億でございます。四十八年度末の見込みにつきましては、厚生年金が八兆一千五百十三億、それから国民年金が一兆四千二百六十一億、合計いたしまして九兆五十七億七千四百四十四億でございます。

○田中壽美子君 いまお聞きになりましたように、これまでそんなにたくさん年金の掛け金は徴収して、集めて、累積して、そしてこれは投資に回つていくということなんですね。で、これは私は財政の問題としてしばしば議論しましたから、あんまり深くここでのことは申しません。しかし、少なくともそれだけの金を徴収しているということ、そして厚生年金が始まつてから三十年の間徴収して、これを投資に回しておりますが、いま言われた九兆五千七百七十四億という累積額は、やっぱりそれだけの間にインフレや物価高で値打ちが下がつてきているでしょ

う。私は働く人から徴収した貴重な財産だと思ふんですけれど、これの値打ちがそのまゝの元利の合計だけで残っているというのに対して、非常にこれはもう一種の憤りを感じるわけです。しかも、これを回して使っているほうの企業というのは、そのつど、どんどんどんどんそれから大きな収益を得ていつているわけですね。そのことを考えますと、年金の資金に、この財投に入れておくというのではなくて、これを年金の資金として取り戻す、こういうことを私たちが主張するのは私は当然だと思ふんですけれど、厚生大臣は大蔵省と全く考えが一致して、大蔵省の線だというふうにおっしゃいますが、これはもう厚生省が計算しているような昭和八十五年、いまから三十年も先まではずっとその方針でいくというお考えなんでございませうか。

○國務大臣(斎藤邦吉君) この点につきまして、予算委員会等でたびたび御質問をいただきましたが、お答えをいたしましたわけですが、こうした積み立て金は、将来給付として支払われるべき性質のものでございまして、確実に有利に回して、確実にこれを積み立てていくというたてまえでございまして、その運用につきましても、これはまたたびたびお答えいたしました通りです。これは産業や貿易関係の投資には一切使っておりませんで、国民生活に関連のある事業について投資をいたしておるわけですが、したがつて、いまのような資金運用部という制度があります以上は、私はやっぱりここで一括して確実に有利に運用していただく、こういうことでけつこうではないかと、かように私は考えておるわけですが、しかしこの金は、たびたびお話しのあるように、被保険者の方々の零細なお金の集積でございまして、被保険者の方々の御意向がその運用に十分反映できるように、この点は私は努力をしていかなければならぬ問題であらうと、かように考えておるわけですが、そういうふうな考えもありまして、今後私どもは厚生省にも、この被保険者の方々、公益の

方々をお集まりいただいたような懇談会をつくりまして、この積み立て金の運用についてのいろいろな考え方をまとめ、それを資金運用部において最終決定するときに反映させると、こういうふうな仕組みを考えていきたい、こういうふうな考えでおる次第でございまして。したがって、資金運用部という制度があります今日においては、私はその一括運用でいいんではないかと思ひますが、やはり被保険者の御意向が反映できるように、もっと努力をしていかなければならぬ、これは私もさようにあるべきものだと思ひ、今後努力をいたしてまいりたいと思ひております。

○田中寿美子君 私、あまり財投のことに今回は入っていきなかつたんですけれども、いまのお答えを聞いておると、やっぱり一言言わなければいけないと思ふんです。産業投資、産業開発には一切使っていないと言われたけれど、それは全くそうではないんです。それで、ことにこの四十八年度から、これは大蔵大臣も、その予算の使途の分類、(1) (2) (3) 分類で使っているとおっしゃったけれども、そうではないんです。ね、資金運用部資金で、四十八年度政府の出した予算の説明書の中にもありますけれども、

「理事須原昭二君退席、委員長着席」過去においては開発銀行だつて海外経済協力だつてみんな投資しておったわけですが、今年度は国民の福祉に合致するような資金の運用のしかたをしますとおっしゃっているんですけれども、しかし四十八年度の資金運用部資金の使途別分類表と、このををくらべると、(1) (2) (3) 分類のだけじゃないです。(1) (2) (3) 分類は住宅、生活環境整備、厚生福祉施設、文教施設、中小企業、農林漁業まで入って(1) (2) (3) 分類といふんです。ところがその中身が国土保全・災害復旧、道路、運輸通信、地域開発まで入っておりますので、決してこれは産業の開発に關係しないなんていうような使い方がありません。ことしも私はそういう使い方がされているということについて問題にしなければいけないと思ひますが、過去にお

いてはもう基幹産業の部分までもみんな使っていたわけではございません。ですからさつきから言いましたもう九兆——ことしの四十八年度末に九兆四千億とさつきおっしゃったので、私は九兆九千と言ったのを訂正しますけれども、九兆四千億にもなるほど国民の年金の資金を徴収してきて、そして、しかもその貨幣価値が下がるのにそのまゝの元利合計の累積になつていて、そしてそれは産業の開発にも投資してきて、それならばもうそれがはたして有効な使い方が、いま私たちは老齢者の年金にこの資金を取り戻す方法を考えるべきだというふうな考えでいるんです。これは何べん言つてもそのことについては、厚生大臣のお答えはそれとおりだ、いままでのとおりだと思ひますので、この際はそれだけにしておきますけれども、問題は結局、私たちの言う賦課方式です。ね、積み立て方式じゃなくて賦課方式にするためには、そういう徴収した資金を使う必要があると、そう考えるからであつて、そして、それは財投から分離して、資金運用部資金の中から厚生省が自主的に運用できるように会計に分離すべきだという考えから申し上げているわけなんです。で、その問題はもうちょっとあとで私やりたいと思ひます。

次に、老齢——退職者ですね。私、年金制度というのは、日本の非常に若い定年退職の制度と年金の制度との間にギャップがあるというところが非常に悲劇的な問題だと、ですから、定年とそれから年金制度とはもうつながり合ひ合ひしていきやならない。それでないから、いま働いてる人たちはみんな非常に老後の不安を持っているわけです。五十五歳定年なんというのには全く驚くべき低い定年で、外国にはないです。五十五歳といふば働きの盛りのときなんですね。それで、しかも厚生年金が六十歳、国民年金が六十五歳、福祉年金が七十歳と、それぞれ年金の年齢が違つていて、その間のギャップをいかにして埋めるかという問題があると思ひます。一体ことしの春閣で労働者が年金ストとか、それから定年制の延長というこ

とを非常に強く要求したのは、私はそういうことだと思ひます。当然のことだと思ひますが、労働省と厚生省との問題について、一体どういう話し合いをしているか、協力をしているか、どういう方向で一步でも問題を進めているか、そのことをこの前本会議の代表質問でもお尋ねしたのですけれども、具体的に御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(横田陽吉君) この定年の問題と、年金の受給開始年齢との関係でございまして、原則論といたしましては、私も厚生省といたしまして定年と年金の受給開始年齢との間に開きがあつてはならない、こういうふうな考え方を持っております。その場合に、定年を延ばすのか、年金の受給開始年齢を延ばすのかという問題がございまして、ただいま先生も御指摘のように、諸外国におきましては、むしろ年金の受給開始年齢はわが国の厚生年金よりもおおいわけでございます。つまり六十歳という年齢は、まだ現役の労働者である場合が非常に多いわけでございます。したがつて、ILOの年金の基準等につきましても大体三十年勤続で六十五歳の場合にどのような水準でなければならぬかというふうな考え方から、労働省と再三再四いろいろな形で会合を持ちまして、定年延長の問題と、年金受給開始年齢とを一括にするような、そういう検討をいたしておるわけでございまして。それから年金サイドから申しますと、ほんとうに働けなくなつてから手厚い年金を出すというのが、やはり年金制度の設定の際には最も大事なことでございまして、現役で働いておられる間はもちろんです、現役ではないけれども、ある程度働いておられる場合には、やはりそういうた資金に依存する部分というものがあつてしかるべきだと思ひます。年金といふのは、やはりほんとうに働けなくなつた場合に、相当手厚くする、そういう考慮をすべきだと思ひます。たとえば年金の受給開始年齢を五歳ぐらい上げたり下げたりした場合に、年金財政にどのような影

響があるかという点でございますが、いろいろな計算のしかたがございますけれども、大体五歳ぐらい上げ下げすることによりまして、三割程度の年金の費用の増減の影響が出てまいります。それからまた現実には六十歳の受給開始年齢に厚生年金の場合にはなっておりますけれども、実際に受給される方の年齢の平均は大体六十三歳ぐらいになっております。そんなことを考えますと、できるだけ現役で働ける間はそちらのほうで働いていただいて、ほんとうに働けなくなった場合には、年金で手厚くという考えから定年の問題と年金の受給開始年齢を一致させる努力を両省間でいたしておる次第でございます。

○説明員(廣政順一君) ただいま、年金局長からお話しいただきましたように、厚生省との間では、私ども、この問題について常時連絡をとってやっておりますのでございます。私どものほう、労働省といたしましては、定年が先生御承知のとおり、約七割の企業が定年制を現在とっております。その中で五十五歳定年が約六割でございますというところでございまして、五十五歳というものは現時点でいわゆる老人という仲間には入らないのじゃないかという基本的な考え方のもとに高齢労働者の福祉あるいは働きがい、生きがいと申しますか、を見つけて差し上げる、それからまた同時にこれからの労働力需給の状況も考えまして、五十五歳定年を何とか伸ばしていく道はないだろうかとということで、昨年来定年延長ということを主眼いたしまして各方面にいま働きかけもいたしてるところでございます。その場合に、当然ただいま先生御指摘のとおりでございますまして、年金受給年齢とのギャップということも、問題意識の中で当然出てくるわけでございまして、少なくとも私どももいたしましては、ただいま、ことし二月に閣議決定されました「経済社会基本計画」の中でも、当面六十歳を目標にして定年延長をはかっていく、こういうことを考えて、ただいま、都道府県あるいは労働基準局にも指示いたしましたので、その方面の指導を進めておる、こういうところでございます。

ろでございます。

○田中寿美子君 ことし定年到達者がどのくらいあって、定年退職した人たちの生活の実態はどういう状況であるかということ把握していらっしゃると思っております。

○説明員(廣政順一君) 全国的にこの定年到達者がどれくらいあるかという数字については、ただいま私ども手元に持っております。ただ、定年退職者がどのような生活状況にあるかという点については、実は四十五年に調査いたしました。その後はいたしておりません。ことしま調査の設計中でございますけれども、四十五年の結果に基づきまして申し上げますと、定年到達者のうち八七%の者が定年後もどこかの職場で働いているということでございます。まあ、その大部分の者が生活のために働かなければならぬ、こういう状況になっております。と申しますのは、この家族構成を見ますと、定年到達者の平均家族数が四人弱でございます。その中に三分の一強の者がいまだに学生をかかえて、こういう状況でございます。そのことが何と申しますと、ただいま申し上げましたように、大部分の者が働かなければならない、こういう状況にあるということでございます。

定年到達後に、それでは収入がどうなっているかということでございますが、約七割の者が現在もらっている給料が定年前にもらった給料よりもダウンする。定年前に比べますと、大体平均的に見まして四分の三程度の収入を得ているというのが四十五年時点での調査の結果でございます。

○田中寿美子君 いま、定年到達者の調査を、四十五年の結果のお話がありました。その結果で見まして、平均家族四人で、そうして三分の一がまだ大学へ行っている、あるいは学校へ行っている子供をかかえている。一番金の要るときに定年退職になるわけですね。だから再就職しているわけなんですから、退職金というのがありますね。

ね。退職金は一体どのくらいもらっているかというところ。

○説明員(廣政順一君) 退職金につきましては、先生御承知のとおり、いろいろの条件によつて退職金が違ふものでございます。全般的に退職金がどれだけ出ておるかという調査は、私ども労働省ではいたしておりませんけれども、ただこの退職金を、私どもの賃金、労働時間制の調査によりまして、モデル的にどの程度の退職金が出ておるかというところを調べたことがございますが、学歴あるいは職種それから退職の理由によりましてそれぞれ異なっております。異なっておりますが、いま先生御指摘の、定年退職の場合にモデルとして調べたものがございまして、それによりまして、たとえば旧制中学卒で事務あるいは技術労働者という場合に、調査産業全体でございまして、その場合に退職一時金が三百六十五万というモデル賃金が出てまいっております。これはモデル賃金でございますので、必ずしもこのとおりであるということにはならないかと思いますが、大体三百四十万から四百五十万というあたり、いわゆる並み数と申しますか、寄っているんじゃないだろうか、そのように考えられます。

○田中寿美子君 いまおっしゃったように、退職金が二百四十万から三百四十万とよけいになっていくところもありまして、ことしの春、総評が出しました資料で見ますと、定年退職者実態調査というのをやっておりますけれども、退職金三百四十万程度ですね。そしてその退職金の使途は、住宅資金に充てる者が四〇%、老後の生活資金に充てる者が二〇%、子供のための学資、結婚費用二〇%、ほとんどみんなこれ、飛んでしまいうわけですね。

大和銀行が老後の生活費試算というのをやっております。これによりまして、一九七〇年に世帯主が六十歳の男性であるその老夫婦、余命十五年、一九八五年までですね。男子平均余命十六年といっています。それまでの標準生活費は約二千万円要ります。最低生活費でも一千万円は要

る。それに子供の学資、結婚資金、住宅資金なんか考えますと、退職金とか退職年金だけではとてもやっていけないものじゃない。そういう状況に老後の者——老齢というよりは、定年が非常に早くてそしてその後の生活が非常に苦しい状況にある。

こういう状況にありますので、私はこれは厚生大臣も、定年後の生活の不安ということはみんなひしひしとあるんです。ですから、年金の問題を、対象者わずか一〇%が五万円、ことし実施されれば受けられるようになるというふうな、のろいスピードではとても間に合わなくなってくるんです。ですから、定年後の生活の不安の問題というのは、年金の水準をずっと上げるということ、それから年金を受け取る年と定年退職の年とをリンクさせる、この二つがどうしても必要だと思うんです。これに關してILO百二号とか百二十八号条約とか、こういうものがありますけれども、これは本会議席上でも、たしか労働大臣でしたか、批准に向かつて努力しつづけるようなことをおっしゃったと思うんですが、この辺のことは厚生大臣、労働大臣お話し合いをしていらいしますでしょうか。

○國務大臣(廣政順一君) 社会保障の最低基準の問題、その他、百二号が最低保障の条約でございますね、それから百二十八号、この二つの年金等を合わせた社会保障の条約につきましては、先般本会議なりあるいは予算委員会でお答えいたしましたように、来年度の通常国会において批准をしていただく、こういうことを考えています事務的に検討をいたしておる次第でございます。

○田中寿美子君 来年度批准をする準備をしていらっしゃるということなんですが、批准をします条件が条約上の、まあ法文上の条件が整ったと、実際に暮らせるようにしなければいけない、国内の制度やら法律がちゃんとかなければ私はいけないと思うんです。その百二号条約では男子労働者の賃金の四〇%以上の給付を行なう、百二十八号のほうは四五%ですね、その両方とも批准をなさ

るおつもりなんです。

○政府委員(横田陽吉君) 水準の問題で申し上げますと、老齢年金につきましては、今回改正の水準はおおむね四五%でございますから、百二十八号条約の水準に大体匹敵いたします。

○田中寿美子君 それで、これはどの条約もみんなそうですが、条約は批准しても実質が伴わないということが非常に多いので、文字の上ではうまく合うけれども、実際にさつきから、最初から申し上げておきますように、対象者全部がそれだけのものがもらえなければいけないという条文になつていないものだから、だから批准もできるかもしれない。しかし問題は、いまだに申し上げましたように非常に苦しい老齢期、まだ老齢といわない定期退職後の生活がちゃんといくようにするための努力というのは、私は積極的にこれは厚生省と労働省とやってほしいんですね。で、年金だけで老後が暮らせるようにというように、それから老後という場合に、たとえばスウェーデンなんか六十七歳から年金受給の年です。六十七歳まで働ければ非常に私はあわせだと思ふんです。しかし、イギリスは六十五歳、だけれども、からだ弱くてもと早く休みたいときには減額年金の制度があります。六十三歳からもう年金を受け取って仕事をやめている人もある。そうかと思えば、年金の年がきてまだあと一年は働いてもいいというふうな制度もある、こういうふうなことなんですね。それで、これはいろいろ議論のあるところで、六十歳まで延ばせばいいというように簡単に私は言えないと思ひます。これは第一段階で六十歳まで定年を引き上げ、さらに六十五歳まで引き上げる努力をしてもらわなければいけない。そして、それまでの間からだの悪い人はいっやめて年金が支給されるような措置、こういうふうなことを考えていただきたいんですが、厚生大臣いかがですか。

○国務大臣(斎藤邦吉君) 私、お話を承りましてまことにござつともうと実は考えておるわけでございいます。五十五歳定年なんというもので済ませ

うなんということはほんとにこれは適当なことではあります。あくまでも元気なうちは社会のために働いていただくということが一番望ましいこととございまして、そうした定年制の延長ということではできるだけ勧奨していくべきものだと思います。ただ、それにはいろいろな年とったあとの賃金体系の問題等もありますから、一概には言いきくことはございまして、できるだけ元気なうちは働いていただく、そして働けなくなつたら年金で暮らせるようにする、これが筋だと思います。したがって、諸外国においても大体六十五歳、六十七歳というのが年金の開始年齢でございますから、日本もほんとうは六十五歳、六十七歳、そうした退職された方々に年金の額がたつきにくいように、こういう仕組みに持っていく、これが私は一番望ましい形だと思ひます。今後とも元氣なうちは働けるようにしていくという政策につきましては努力をいたしてまいりたいと思ひます。

○田中寿美子君 それで、五万円年金といつても、事実受け取る人の数は少ない。私たち野党が六万円年金といつておるけれども、それで年金だけで暮らそうということになりますと、夫婦で五万円ないし六万円、相当苦しいです。いまこれは四月二十日の日本経済新聞ですが、「月収十万円では赤字」というふうな記事が載つております。これは都民の暮らし楽でない。東京の勤労世帯のうち月収十万円から十四万円の世帯が三五%と最も多く、収支がとんとんだということが報告。これは東京都の実施した生計分析調査の結果が出ておるわけですね。それで、第一階級といひますか、比較的所得の低い層、つまり四万九千円の層ですね、この層ではエンゲル係数五〇%です。ですから食費に半分はもちろん使ひます。いま四万九千円の生活というのは非常に苦しいと思ひます。第二の階級でも四〇%、十万円の階級で三一・九%ですか、たいへん物価がどんどん上がつていきますから、十万円の収入でも苦しひ。こういう時期ですので、五万円年金というの

は私はそのつど年がたつにつれてこれはやっぱり修正していかなければいけない数字だと思ひます。現時点での五万円水準の年金というふうに解釈してよろしいですか。

○政府委員(横田陽吉君) 現時点での五万円年金ということではございまして、平均標準報酬の六割を年金の水準として適正なものと考え、このうき考え方でございまして、たまたま四十八年度の賃金体系につきましては、先ほど申し上げましたように、八万四千六百円の平均標準報酬で、二十年以上の方の平均の加入期間が二十七年でございまして、たまたま五万八千二百円になる、こういうこととございまして。

○田中寿美子君 それでは五万円年金というのは通俗のことばということにして、標準報酬の六〇%という考え方だということに確認しておきたいと思ひます。

そこで、その次に年金だけで老後が暮らせる水準にするためには私は賦課方式にしなければ、いますぐ老後が暮らせるようにするには賦課方式に切りかえなければ年金の財政方式はいまの積み立て方式ではだめだろうと思ふんですが、その点はあくまで政府の側は積み立て方式ということを中心張していらつしやる。これは衆議院の社労委員会なんかの決議にあったと思ひますけれども、将来賦課方式に移行することも検討する必要があるというふうなことがあつたと思ふんですが、厚生省の中には賦課方式に切りかえる考え方というものは全然ないでしようか、どうでしようか。

○政府委員(横田陽吉君) 賦課方式が積み立て方式かの問題でございまして、実はどちらの方式を選ぶかということが先決問題でございまして、現在の年金の成熟度合いと申しますか、被保険者に対する受給者の割合と申しますか、これを考える場合には、相当高い水準の年金を実現するためにも何も賦課方式を即時採用する必要はない、こういう考え方と申します。端的に申しますと、昭和四十八年度では老齢福祉年金をもらう受給者は被保険者に対して三・六%、これが成熟いたし

ますと、御承知のように二七、八%から三〇%近いそういった数字になるわけでございまして、そうなることが目に見えておるわけでございまして、で、そういった段階になりますまでの間、ある時期において急激な保険料の増高を来すような、そのような年金制度の設計は避けましよう、こういうふうな考え方と申します。ですから厚生年金なら厚生年金といふ一つの年金のシステムの中でどのような方式をとるかということとは、結局は受給者と被保険者の割合というものは、それからどの程度の給付水準を確保しなければならぬか、そういったことから逆算されてくる問題でございまして、どのような方式をまず選んで、その結果、どういふふうな年金の姿になる、そういう考え方ではないでございまして。ただ、問題は世間一般と申しますと非常にばらばらといたしまして、いわゆる賦課方式論といふものがございまして、福祉年金の財源等も厚生年金の積み立て金等を財源として一挙に相当の水準に上げるべきである、こういうふうな御議論がございまして、そういう点につきましては、実は、私どものほうの政府原案をつくりましては、社会保険審議会等で十分の御議論をいただいたわけでございまして、そのような考え方とは異なるべきではないという御結論でございまして、そういう国民全般的財源として積み立て金を放出する、そのあとの財政方式については、したがって積み立て金はゼロになりますから賦課方式に移ると、そういう意味合いの賦課方式論といふのは、審議会段階においておるべきではない、こういう御意見をいただいたおきまして、私どももきょう承知いたしまして、そのような考え方でもって原案をつくつておるわけでございまして。

○田中寿美子君 私も、年金だけで老後が暮らせる水準にできるだけ早くするために賦課方式をとれと言つてゐるわけであつて、賦課方式対積み立て方式で対立をしておるというふうな、そういうこととじゃないわけです。何か厚生省はたいへん積み

立て方式に固執しておられる感じがいたします。一番肝心なことは、いま局長も言われたのだけれども、みんなが年金で老後を安心して暮らせるようにすることですね。ただ、厚生省の側は、財政計算をしていって、どうも積み立て金がなくなってしまうと急に保険料をたくさん上げなければならぬ時期が来るということを、いつもいつもおっしゃるわけなんです。それは計算方式を私は変えたいと思います。いまのままですと、労使折半で、国庫負担もいまのままという考え方の計算でしておりますと、いまおっしゃったように残高がなくなってしまうと、非常に突如として保険料を高く上げなきゃならぬ時期が来るということになるのだと思いますけれども、その辺をもう少し考え直すことはできないのかどうかというところが一つ、それから福祉年金の財源を厚生年金や国民年金の積み立て金から出せというようにすることは私は言っておきません。福祉年金は無拠出年金だから一般会計から当然出すべきものだと考えております。その辺でいまの財政計算方式を、野党が提案しておりますような方式についてはどういうふうな考えをいらっしゃるか、その意見を聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(横田陽吉君) 野党の御提案の財政の見通しでございますが、まあ大成熟期において——まあ成熟期においてというよりも常時、大体半年、単年度の支払いに要する金額の半分ぐらいは準備金として持つような、そのような財政設計ということが大前提のように承っております。そういったしますと、私どもも責任のあるびちっとした計算をいたしておるわけではございませんけれども、いわゆる成熟期というふうに私どもが考えております昭和八十五年あたりになりますと、御提案の内容の保険給付をいたしました場合に、大体単年度の保険給付のための必要な経費が二百四十兆円ぐらいになります。したがって、年度末の準備金と申しますか、積み立て金はその半分でございまして大体百二十五兆円、こういうこととでございます。それで私どものほうの御提案申し

上げて計算によつての財政見通しについて申し上げますと、同じく八十五年度につきましては、単年度の給付に必要な支出額がおおむね百三十八兆円でございまして、私どもは大体三年分程度の積み立て金を持たなければ、これだけ大きい支出額をかかえる年金財政を維持することは困難であるというふうな考え方をとっておりますので、この八十五年度におきましての積み立て金が四百一十兆円でございます。ですから、そこに移るまでの間、どのようなパスのしかたをするかという年金制度の財政面についての設計の問題でございまして、野党の御提案では単年度の給付に必要なものの半分程度を積み立て金として持てばよろしいということでございますので、さしあたっては現行の利率を維持しておりますけれども、現在の給付と積み立て金の割合から見ますと、相当多額の積み立て金を持っておりますから、一向かまわないということ、大体千分の六十四の水準を維持できますのが昭和五十六年くらいまでの計算になるようでございます。で、五十七年からは保険料を引き上げませんとその水準が維持できないというところをございまして、八十五年度におきましての保険料率は千分の三百一十になりまして、ただし、これは国庫負担の三割という前提に立っておりますから、国庫負担の三割が二割のままだと置かれるということになりますと千分の三百四十七という計算になるのではないかと申します。まあ、それに対して、私どものほうの財政設計は、たびたび申し上げておりますように、大体千分の二百程度でもって成熟期以降は横ばいになる、そういう考え方をございまして、相当多額の保険の給付を必要とする、そういった成熟期の段階になりまして、はたして千分の三百四十七の保険料の負担がよろしいのか、あるいは千分の二百程度の負担で横ばいになるという設計がよろしいのか。それからまた給付に対する準備金の保有高をいたしまして一体半年程度で間に合うものなのか、二、三年程度を持たなければ不安定なものなのか、そういった問題につきましての選択

の問題であるというふうに私どもは考えております。たとえば二、三年間引き続いて相当の不景気生活者に対するためには、その不景気の波をかぶらせないようするために準備金というものが作用するわけでございまして、私どもの計算で百三十八兆円、野党の御提案では二百四十兆円、こういった必要な給付額をかかえる年金財政が、数年続いての不景気等にあつた場合に、はたして半程度の準備金で間に合うかどうか、そういったことを考えますと、私どもがやはり御提案申し上げておりますような三年程度の準備金を持った形での年金の財政の設計というものを考えたほうがよろしかろうというところで、このような選択をいたしましたわけでございます。

○田中壽美子君 厚生省、おたくのほうから年金保険の収支の見通しの計算を出していただきましてですね。それで、いまのお話がありましたように、年金制度が成熟するのが三十年後の昭和八十五年である。昭和八十五年までずっと積み立てていくと、おたくの計算では四百一十兆円積み立てることになるわけですね。四十九年度がこれでは九兆九千億円になる——さつき九兆四千億円とおっしゃいましたけれども、それから五十二年が十七兆円、積み立て金の残高ですね。六十年になりまして五十八兆円。昭和七十年で百七十五兆円たまるんですね。そして八十五年で四百一十兆円。まあ三十年間積み立て金をずっと積み立てていくと、しかもこれは投資資金としていままでのように使っていくわけですね。そうしますと、その間に、いま言われた標準報酬の六〇％の年金を保障される人口ですね、対象者の比率は、これはこの三十年間にどんなふうになっていきますか。私たちは、いますぐ困る老人に保障せよということをやっているわけですね。だから、将来の計算の中にいまおっしゃったような、あなたの方のほうの計算でちゃんと二、三年分たためておかなければいけないというふうな考え方がなくて、私たちはもっと動的に考えているわけです。ですから、国

庫負担分もふやす必要があればふやすし、それから保険料をもうこりんぎ上げちゃいけないなんて言っていないのです。もし国民がみんなコンセンサスがあつて、これだけは上げなければならぬということがあれば上げよう。給付が十分であれば、さつきも言いましたように、税金が高くても見返りが多かつたら出すという国々が幾らでもあるわけですね。ですから、そういうこともあるし、それからいまのような保険料の徴収額に対して労使が半々というのではなくて、足りなくなってきたときには今度は使のほうにもっと負担を持たせるとか、そういうことも考えていく、あるいは国庫負担をふやすとか、そういうようなことで考えていいのではないかと申しているのですかね。

そこで、いまの三十年間の間にどのくらいの比率で六〇％の年金の支給を受ける人間がふえていく、来将三十年の成熟期には全員がもらえるということなんでしょう。——それまでの順序は。○政府委員(横田陽吉君) 典型的な年金でございまして老齢退職年金につきまして申し上げますと、昭和四十八年度は受給者が八十三万九千人、被保険者数に対して三・六％でございます。これが昭和六十年になりますと二百五十万二千二人、その割合は九％でございます。七十年になりますと四百七十三万二千二人、割合は一五・七％、八十五年になりますと八百二十二万六千人、割合が二七％、大体十人の被保険者で三人の老齢退職年金の受給者がかかる、こういうふうな形になります。

そのほか、もちろん通算老齢年金でございましてと障害年金でございましてと、遺族年金でございましてと、受給者全体といたしましては、数の上でも、それから受給の金額の上でも相当大きなものになります。

○田中壽美子君 私、積み立て金の金額も、これはあくまで推計ですから、きつと違つてくると思

います。ベースアップもあるし、そのベースアップのしかたも、たとえばことは二〇・九%ですか、大きいでしょう。これまでの厚生省の計算をしていって一四・五%というものに比べればはるかに大きいわけですから、保険料の徴収額もずっとふえていくわけですね。そういうようなこともありますが、いまあげられている数字はあくまで仮定の数字だと思えますけれども、三十年先にこの制度が成熟して外国並みに年金をもらう比率がふえた、そういうときまではこの方式でやっていくのだという動かしがたいものが厚生省の中にあるのがね。それは野党の側からの提案しております方式が決定的に欠陥がある、こういうような考え方に立っていらつしやるのじゃないかと思うのですけれども、こういう問題は、計算上非常に完全を期して、そのときまで待つていくというよりは、現在未成熟だということと自身が私にへん問題だと思ふのです。年金の必要な人口はいろいろに、受け取る人が少ないということと自身が問題だと私は思うのです。ですから、なぜ、そんなに日本の年金が未成熟なのかということですね。なぜだと思ひになりますか。

○政府委員(横田陽吉君) 成熟度合いの問題は二つあると思ひます。一つは、給付水準の問題でございまして、それからもう一つは、受給者の数の問題であらうと思ひます。

それで、未成熟である原因は何かと言われますと、まず第一には、年金制度の発足がおそかったということがございまして。厚生年金の場合で昭和十七年、しかしホワイトカラーまで入れましたのが昭和十九年からでございますから、来年でもってやうと三十年、その間には御承知のような相当長期にわたる戦争の期間がございまして、一つの会社あるいは一つならず二つ、三つでもよろしいわけでございますが、ずっと被用者年金の対象期間を充足してきた方は非常に少ないということがございまして。それから、被用者以外の農民、自営業者につきましては、御承知のように年金制度が

発足いたしましたのが昭和三十六年でございまして、ことしでわずかに十二年でございまして。そういった歴史が浅いということが決定的な理由であらうかと思ひます。

それから給付の水準の問題につきましましては、これは歴史の浅さというもののいろいろな密接にからみ合ってくる問題だらうと思ひますが、年金に対する国民全般の依存したいという意識が必ずしも十分でなかったというところから、やはり水準自体は現在までのところ必ずしも十分高い水準であったとは思へなかつたと思ひます。それで、その水準の高さかげんというのは今回の標準報酬の六割水準、外国流に計算いたしますと、先ほど申し上げましたように、百二十八号条約の四五%水準に匹敵する水準でございまして、水準の問題については、おおむね適正な水準を確保する体制についた、こういうことが言えるかと思ひます。

それで、これから先、年金の受給者の数をどのようにしてふやしていくかという問題でございまして、これは実はなかなかむずかしい問題でございまして、従来において被保険者であった期間を持つた方については、できるだけ本来の年金権に結びつけるような努力をどのような形でするかという問題がございまして。それで、この点につきましましては、実は昭和三十六年に御承知のような通算制度をつくりまして、いろいろな制度を異にする年金を渡した場合におきましても、それが全部通算されるという、そういう措置を講じてございまして、これなどは数の上での受給者をふやす成熟化対策の最たるものであるというふうに考えておりますが、これから先、どのような手段、手法によつてさらに成熟化対策を進めるかということ、私は、私どもも真剣に検討を要する問題と心得ております。

○田中寿美子君 年金制度を持っていなかった事業場なんかの過去の勤務についての計算、これはどういうふうにして思ひますか。それから中途から加入してきた者の経過措置が

もつとやられれば、もつと年金受給者もふえてくるはずだ。

それから三十年前にスタートしているけれども、年金制度がなかなか成熟してこなかったものの原因の中には、女子労働者が入つては途中でやめてしまつて掛け捨てるといふものも相当あると思ひます。それは退職年金みたいな形でもらつたり、それから通算年金の制度にいま結びつけつたあると思うのですけれども、でも、まだ私は相当掛け捨てがあると思うのですが、この掛け捨てに關してはどのくらい件数というか、金額というか、計算されたことがございまして、つまりお金のほうは出してはいるけれども、もらわないでしまつたというのがあると思ひます。

○政府委員(横田陽吉君) いろいろたくさん御指摘の問題がございまして、聞き漏らしがあつたかもしれませんが、お許しをいただきまして。年金制度がなかった時代の期間を年金制度の加入員期間にどのようにして計算するかという問題でございまして、まあ、この点につきましましては現在の制度では、そういった過去勤務の期間というものは年金の加入員期間に計算いたしております。それから女子労働者が特に短期でもって退職をするということもございまして、まあ、こういう問題もございまして、御承知のように女子労働者につきましましては年齢制限なしに二年勤務いたした場合には脱退手当金を出すことにいたしましたのでございまして、その特例期間が昭和五十一年五月末までになつていくわけでございますが、そういう期間が満了になつた方につきましましては、まあ御指摘のように掛け捨ての問題が出てまいりまして、おやでございます。ただ問題は、そういう掛け捨ての問題を全部なくしてしまふということが年金制度として可能かどうかという問題でございまして、掛け金は全部何らかの形で勤務年数のいかんにかかわらず戻されると、払い戻されるといふことになりまして、おそろくこういつた提出制年金の財政の設計というものは成立すること自体が非常にむずかしいという問題もあらうかと思ひま

す。したがって、私どもの考え方いたしましたしましては、まあ不合理な掛け捨てを防止いたします最大の問題は年金権の上に眠つておる方が多いのは相

当いらつしやるのではないかとこのこととございまして。たとえば通算年金をもらへる方がその手続を怠つたり、あるいはまた脱退手当金をもらへる方がその手続を怠つたりすることにしまして、せっかくの権利を結果的に放棄せざるを得なくなるようなそういうことを防止いたしますために、相当この年金権の問題につきましましてはPRをいたしまして、そのような意味での掛け捨てがなくなるような行政努力は十分にいたしたいと思ひますが、およそ年金について保険料を払つた以上はいかに短い期間の加入員期間であつてもそれが払い戻されるといふような体系の年金制度といふものはなかなか制度として設計することは困難であらうかと思ひます。

○田中寿美子君 それで、そのいま言われることにはわかるんですけど、じゃ提出しなかつた者にも年金は与えていくという、その原則は私はもつていかなきゃならないものだと思ひます。ね、将来の年金については、それで、じゃ、いままでの年金で掛け捨てになつたものがどのくらいあるかということの把握はしていらつしやらないわけですね。

○政府委員(横田陽吉君) 年金の場合には、請求があつて、請求があつた方に対して年金の支給をする、はたしてどの方々がどういう年金権を持つておられて、あるいは年金権発生に至らずしておやめになつていふような実態につきましましての詳細な把握というものはございませぬ。

○田中寿美子君 まあ、私は年金制度が日本はなかなか成熟化しないんだと、厚生年金でまだ二・七%しかない、国民年金では一%と、この間、昨年の計数は一・六%ぐらいですか、というやうな状況なので、なるべく早く成熟化させるといふことに努力を私はしなきゃならない、その中にはそういう、いま年金の権利は眠つていて請求し

なかったとか、通算年金を要求しなかったとかい
う者があると言われたんですが、たとえば、こ
れ、ある六十七歳の方ですかね、厚生年金とい
うのは強制的に掛け金を労働者から取り上げて、そ
れでその支払いは十五年とか二十五年とか長い年
月が過ぎてから支払われますが、収入五、六万の
安い給料の中から二千円以上も徴収されておま
す、で、社会保険は疾病のときには補償してく
れますが、厚生年金は取りっぱなしで返りませ
ん、私は六十三歳のときに就労しまして四年間勤
務、六十七歳に退職しました、その間十万円以上
の厚生年金を徴収されていきますが、何ももらえな
い、で、女性の場合は二年以上で、一年以上
ですか、何年でも中途でやめると金が返ってくる
けれども、男女不平等ではないかというよう
な――これは年をとっていられるから何とかする
方法はないのか、つまり四年ですね、この方の掛
けた期間というのは、五年以下ではまあ返せない
という規則があるから返せないんだということ
はわかりますけれども、こういうものがずいぶんあ
るんじゃないかということなんです。それを把握
していないというのは――それは把握のしかたが
しにくいかもしれないけれども、こういう人の苦
情を聞いて、相談を聞いて、そして、もう六十
七歳になつていきますから、今度は例の谷間の老人の
ところでもらえるようになるかもしれないと思
いますけれども、その辺はどういうふうにするべ
きだ、こういうような人の場合にはどういふふう
にすべきだとお考えになりますか。

○政府委員(横田陽吉君) いま、例としてあげら
れましたのは、おそらく厚生年金に四年加入して
おられて、それで現在は六十歳をこえております
から国民年金の拠出制年金の被保険者期間は今後
においては持ち得ないと、したがって通算年金の
対象にもならない、おそらくこういう方だろうと
思います。ですから、そういう方につきまして
は、端的に申し上げますと、そのような拠出制年
金に結びつくことができなかった方については、
所得の状況にもよりますが、七十歳から老
齡福祉年金と、このような考え方、端的に申しま
す、そういう考え方でございます。ただ、厚生
年金制度自体において、過去においてある程度の
被保険者期間を持った方に対して厚生年金として
何らかの措置をすべきではないかというふうな御
議論も実は審議会の審議の過程等においてはござ
いしましたが、なかなかそういう制度を現実には制
度化したままです。これは困難でございますので、今
回はその問題について厚生年金サイドからの解決
方法は講じられなかったわけでございます。しか
し、非常に大事な問題でございますので、結論が
どのようなことになるかは別といたしまして、相
当前向きに検討はいたしたいと考えております。
ただ、繰り返しになりますが、現在のところは、
こういう方に対する対処の方法は老齡福祉年金で
あるということでございます。

○田中寿美子君 いや、一応これまでで……。
○委員長(大橋和孝君) 四案に対する質疑は、午
前中はこの程度にとどめます。
午後一時三十分まで休憩いたします。
午後一時三十分まで休憩いたします。
午後一時四十八分開会
○委員長(大橋和孝君) ただいまから社会労働委
員会を再開いたします。
連合審査会に関する件についておはかりいたし
ます。
健康保険法等の一部を改正する法律案につい
て、地方行政委員会、大蔵委員会、公害対策及び
環境保全特別委員会及び物価等対策特別委員会か
ら、また厚生年金保険法等の一部を改正する法律
案について地方行政委員会及び農林水産委員会か
らそれぞれ連合審査会開会の申し入れがございま
すが、これを受諾することに御異議ございません
か。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大橋和孝君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、
これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御
異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(大橋和孝君) 御異議ないと認め、さよ
う取り計らいます。
○委員長(大橋和孝君) 医療法の一部を改正する
法律案を議題といたします。
発議者和田静夫君から趣旨説明を聴取いたしま
す。和田静夫君。
○委員以外の議員(和田静夫君) 私は、日本社
会党、公明党及び民社党を代表し、医療法の一部
を改正する法律案の提案理由を御説明いたしま
す。
「おらが病院づくり」、これは経営難から統廃
合へと進む全国の自治体病院関係者が、住民にと
もに立ち上るべきときの合言葉でありました。彼
らは統廃合反対、住民医療の確保の運動の中で、
すでに、自治体病院のあるべき姿について、きわ
めて鋭い問題提起をしております。それは、第一
に、民間病院でやれないことをやること、第二
に、民間病院でやっている悪いことをやめること、
第三に、患者にとってよいことを率先してやるこ
と、というものであります。
民間でやれないことをやることは、診療だけでな
く、研究及び各種医療担当者の研修などを一体的
に運営して、高い技術水準を維持することであ
り、無医地区への医療供給に責任を持つことなど
でありましょう。民間でやっている悪いことをや
めるとは、必要もない薬剤の過剰投与や差額ペッ
ドをやめることであり、また患者にとってよいこ
とを率先してやることは、患者を各科でたらい回し
するのでなく、一人の患者のまわりに各科の医療
担当者が集まるシステムを採用したり、外来の特
殊時間を少なくしたりすることでありましょう。
これらは、いずれをとってみましても、公的医
療機関としては当然の機能であり、医療の公共性
を発揮するための最低の条件というべきでありま
す。しかるに、今日の公的医療機関は、その定義
や基準が全くあいまいで、実態としては、何ら私
的なものと変わりが無いのみならず、公私の間で
患者の奪い合いさえ行なわれる一方で、公的病床
規制という奇妙な束縛までも受けているありさま
であります。
公的医療機関というならば、それは医療供給の
中心的な役割をになうべきであり、採算を度外
視して、必要かつ十分な医療を提供すべきであり
ましょう。ところが政府は、公的医療機関といえ
ども、独立採算の原則の中に放置し、これに対す
る国の財政責任は、全く果たそうとしないの
であります。
すでに政府は、四十九年度を初年度とする社会
保障計画を立案中であり、この中で、医療供給体
制の体系的整備を行ない、自治体病院などを地域
医療の中核にするとしております。しかしなが
ら、いうところの中核の機能とは何であるか、ま
たこれに対する国の財政責任はいかにして確立す
るのか、今日に至るもなお明らかにされておま
せん。私たちは、ここに本案を提起し、今後の政
府施策の基本とすることを要求するものでありま
す。
次に本案のおもな内容について御説明いたしま
す。
本案は、去る七月十日、本委員会において社
会党、公明、民社三党の共同提案になる医療保障基
本法案の精神にのっとり、地方公共団体、日赤、
社会福祉法人その他公益を目的とする法人が開設
する病院を公共病院として位置づけ、国立病院及
び公共病院の機能、公共病院の人員及び施設の基
準、公共病院等に対する国の補助を定めることに
よって、医療供給における国と地方公共団体の責
任を具体化することにしております。
まず、国立病院および公共病院の機能について
は、①包括医療の供給、②医療に関する教育研
究、③オーブン・システムの三機能を必須のもの
とし、特に厚生大臣の指定する特定公共病院は、
この三機能のほか、救急医療または無医地区への

医療供給を担当するものとしております。

公共病院の施設及び人員については、このよう
な機能上の条件と対応して、新たに基準を設ける
こととし、たとえば、現行法第二十二條で総合病
院が有すべき施設としてあげている諸施設のほ
か、作業療法室、理学療法室、栄養指導室、医療
相談室などを、すべての公共病院が備置するこ
とにしております。

次に、公共病院に対する国の補助についてであ
りますが、まず、地方公共団体が開設する公共病
院の設置及び整備に要する費用については、その
二分の一を、公共病院の一般的な運営費について
は、その一部を、公共病院が行なう各種医療担当
者の研修修練に要する費用については、その全額
を、特定公共病院の救急医療または無医地区の医
療のための人員の確保及び施設の整備に要する費
用については、その全額を、それぞれ国が負担す
ることとしております。

公共病院以外に対しても、救急医療または無医
地区における医療を供給する病院、診療所につい
ては、救急医療または無医地区に医療を供給する
に必要な費用の一部を補助することができると
しております。

なお、現行法第七條の二に定めるところの、い
わゆる公的病床規制については、公共病院に採算
を度外視した医療供給を義務づけ、これを中心と
した医療供給体制の再編を目ざす立場から、完全
撤廃することとしたしました。

以上をもちまして、本案の提案理由説明を終わ
ります。何とぞ、慎重御審議の上、一日も早く成
立を期せられんことをお願いする次第でありま
す。

○委員長(大橋和孝君) 以上で趣旨説明聴取は終
わりました。

本案に対する自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(大橋和孝君) 休憩前に引き続き、健康
保険法等の一部を改正する法律案、厚生年金保険
法等の一部を改正する法律案、日雇労働者健康保

険法の一部を改正する法律案、児童扶養手当法及
び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案、
以上四案を一括議題とし質議を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○田中寿美子君 午前中お尋ねしたことに關し
て、一つ聞き漏らしたことで、四十八年度の厚生
年金徴収額ですね、つまり保険料収入ですね、そ
れから国民年金の収入額のこと、けさほど金額を
あげていただきました、それから四十八年度予
算にもそういう金額は出てくるわけですが、実際
に徴収される金額はたいへんベースアップもあつ
たから増収するだろうと思うんですね。その増収
額はどのような扱いをされますか、そのことを聞き
たい。

○政府委員(八木哲夫君) お答え申し上げます。

四十八年度の保険料収入につきましては、従来
の実績等から見ましてもある程度の標準報酬の上
昇というのを見込んで予定額でございます。した
がいまして、まだ実績等出ておりませんが、従来
の実績等から見ますと一〇%以上の標準報酬の増
というのを見込んでいますのでございます。

○田中寿美子君 それはわかつてるんですね。保
険料収入を計算するときは、その前の三年間の
平均の伸び率、賃金、収入の伸び率ですね。標
準報酬の伸び率ですか、その伸び率で計算をなさ
るわけですか。それで、昭和四十八年度は非常に
ベースアップが大きいから、二〇%をこえている
から、保険料収入もずっと多くなると思うのです
ね。それで、その辺をどういうふうに計算してい
らっしゃるかということ、それはまあ自然増収
といえますか、そういうものはどういう扱いをな
さるか、来年度の中に入れるんだったら、どう
いう項目で入れていくのですか。

○政府委員(八木哲夫君) 四十八年度の予算にお
きましては、先生御指摘のとおり最近の実績を元
にいたしました、それから従来の平均の上昇率等
を見まして予算を計上しているわけでございます
ので、四十八年度の歳入というのは最終的に年度
を終わりますとわからぬわけでございますけれ
ども、もし、予算額以上に保険料の収入があつた
という場合には、当然保険料の収入増ということ
で積み立て金の中にその分だけふえるということ
でございます。

○田中寿美子君 その計算もまだしていらつしや
らないわけですね。従来の伸び率でこの予算はで
きていて、こういうふうな考えでおいでいいで
すね。それと、それから、予算に計上したその一
兆三千四百四十八億という保険料収入は、これは
保険料値上げの予定で計算してあるのですか。

○政府委員(八木哲夫君) 御指摘のとおり、政府
の国会に御提案申し上げました料率で計算いたし
ておるわけでございます。

それから実績につきましては、まだ年度に入っ
て間もないわけでございますので、これからでご
ざいます。

○田中寿美子君 たぶん、厚生年金の会計で見
ると、「その他」という収入のところがございま
すね。そこへ入れるんだらうというふうに私は想像
しているわけなんです、おそろく来年度に徴収
する予算より多くなった場合にはそこに入れてい
くんだらうというふうに私は理解いたします。で
すから、つまり積み立て金の額がそれだけふえて
いくということですね、予定より。

それから、けさほど総理大臣が、高福祉なら高
負担するのはあたりまえで、スウェーデンを見な
さい、五〇%以上の税金を取っているじゃないか
と言われたことに対して、五〇%という大ざっぱ
な言い方は間違いだ、所得税の課税対象となら
ないものは何もかなくなつてちゃんと年金はも
らえるようになっていくんだと、累進課税だとい
うお話をしたんですが、もう少しきちんと申しま
すと、私の調べたところで申しますと、スウェー
デンの税制は総合課税が徹底しているという
こと、それから財産課税が徹底している、財産税
を取っているんですね。それから配当課税を別個
にちゃんと取っている、そういうふうなことです。
所得税の累進課税がさっき言ったように一〇%
から六五%まで累進課税、そうして最高八〇%

までになっているわけですね、全体としての課税
が。だからある人はつまり収入の、高所得の人は
八〇%まで取られるし、低所得の人は何も取られ
ないでも、無拠出で年金の定額分は全部同じにも
らえる、こういうことだということをもう一つつ
け加えておきたいと思ひます。

では、還元融資のことについて私は御質問した
いと思ひますが、還元融資というのは、徴収され
た年金をみんなが掛けたその額の中から一定の比
率、厚生省にまかせて、そして拠出者の福祉のた
めに使わせる融資でございます。で、昨年の
夏、還元融資の比率をふやしましたね。これまで
四分の一でございましたのを三分の一に引き上げ
ることとした。その際還元比率を預託増加額の四
分の一から三分の一にした、こういうことです
が、これは三分の一にしたんだからよろしい、つ
まり掛け金をした保険者たち、働いている人たち
のために特にそれだけワクを設けて厚生省が指定
した使い方ができる部分をふやしたというのです
から、それは一歩前進なんですけれども、これ、
一体厚生省は大蔵省との間にどういうような取り
きめをなさるのか、厚生省がどの程度の自主性を
持つて、主体性を持って使うことをきめられるの
かということ伺いたいたいわけなんです。

○政府委員(横田陽吉君) 御指摘のように、昨年
の夏に新たに預託増加額——新たに預託金の増加
する金額の三分の一を還元融資のワクにする、と
そういうふうな話し合いになったわけでございます
して、形式的には厚生大臣、大蔵大臣が話し合
いをなさいます、その細目につきましては、私と
理財局長との間で文書による覚え書きを締結して
やつておるわけでございます、この使い方に
つきましては厚生省の意向を十分に尊重してもら
うようにという一項目も新たに追加まして、両省合
意の上でこの趣旨に沿うような使い方をすると
いうことになっております。

○田中寿美子君 大蔵省のはうからも伺いた
いのですが、いま局長の文書の交換によってと
言われましたね、文書ができるまでどういう手続を

とつてきめられるのかということですが、たとえばこし四十八年度還元融資額は五千七百二十四億円ですね。その使い道について大蔵省と厚生省のそれぞれの担当局長が文書交換によってきめるといふことですか、大蔵省のほうはどのくらいタッチしていらっしゃるんですか。

○説明員(山口光秀君) 先ほど厚生省の年金局長からお答え申し上げましたのは、そういう還元融資にかかる資金の運用につきましては、厚生省の意見を尊重するという趣旨の合意につきまして覚え書きがあるのだということでございます。

○田中壽美子君 この還元融資というのは、少なくとも私はずっと言っていることは、年金を掛けただけに、年金の積み立て金や掛け金を使えと、そうして年金の内容を多くせよということを主張しているわけですね。だから、その中でも少なくとも今年度五千七百二十四億だけは厚生省が指定して使うことができるというワケのある金である、還元融資という名前でも還元される、拠出者に還元される金なんだと、そこで、それに関しましては大蔵省と厚生省の間でどんな話し合いをなさるのですか、ということについてまだお答えがないわけですね。

○政府委員(横田陽吉君) 還元融資の使い方でございますが、これは大きく分けますと三つございます。一つは年金福祉事業団を通じて還元をいたしますものと、それから第二番目は、地方公共団体に對しまして特別地方債の形で融資をするものと、それから、その他いたしましては医療金融公庫、社会福祉事業振興会、国立病院特別会計、公害防止事業団、こういったところに対する融資と、大きく分けましますとこの三つになるわけでございます。この三つのそれぞれにつきまして総ワケをどうするか、その内訳をどうするかということにつきましては、年度初めに大蔵省と私どものほう、それから自治省も入っていただきまして十分協議をいたしまして、その結果いま申しました三つのルート、それからそれぞれの三つの中で

のこまかい内訳、たとえば年金福祉事業団で申しますと、住宅についてはどれだけ、医療用施設についてはどれだけ、厚生福祉施設についてはどれだけといった、そういうふうなワケを設定いたしまして、そういったワケ内で個々の申請を待って処理をしますと、こういうふうなことになるわけでございまして。

○田中壽美子君 そうしますと、その計画はほとんど厚生省の主体性でできて大蔵省はそれを承認するということ形でございますか。

○政府委員(横田陽吉君) やっぱし還元融資につきましては、厚生省の意向というものを十分尊重していただく必要がございますし、それから、これらの問題については私どもは専門的な役所であるということでもございまして、十分御納得のいくような原案をつくりまして御相談をいたしておる、こういうことでございます。

○田中壽美子君 年金全体を取り戻したいわけだけれども、中でもせめてその年の新たに徴収した額の三分の一だけは厚生省のイニシアで使う、こういうことになつていと言われるので、私どもは、どこの省も大蔵省の顔色を伺つておりますので、厚生省はよほどこれに関しましては自主性を使つていいはずだと思つていられるわけなんです。厚生大臣、還元融資の問題については、強い態度で全面的に厚生大臣の考えにまかせるという自信が御ありでございますか。

○政府委員(横田陽吉君) 還元融資の金につきましては、たびたびお答え申し上げておりますように、被保険者の意向を十分反映させるといふことが基本でございまして、特に還元融資の問題につきましては、大蔵省も私どもの言い分はよくわかつておりますから、いままでもあまりたいした争いをしたこともなく、厚生省が原案をつくれれば、理財のほうではあまり文句を言わない、こういう慣行ができておりますから、この点はどうか御心配のないようにお願いしたいと思つております。

○田中壽美子君 その厚生省のプランが心配なんです、実はね。だから念を押しているわけで、大

蔵省の圧力で厚生省がうまく使えないのではないと思つれば、厚生省に全面的に責任が私はあると思つております。

で、いろんな問題がありますが、大体、簡易保険の簡保資金、これのほうは郵政省が非常にしょっちゅう文句言つておられるわけですね。これはたくさん委員会の議事録なんかもありますがね、通信委員会なんかもたびたび議論されております。かつては簡保資金というものは、簡易保険の掛け金といたつたのは自分たちが持つて自分で自主運営していった。ところが戦時中に取上げられちゃつて、全部財投の中に突っ込まれた。だから、返してくれという交渉が絶えず郵政省からはやられておるんですね。いまの郵政大臣新谷寅三郎さん、昭和四十七年、まだ大臣じゃないときに、その当時の郵政大臣にこんなことを言つておられますよ。「ちよつと関連で。」と、関連質問をしていられる。社会党の森勝治さんの質問に對して関連していらつたわけですね。「ちよつと聞いていいのは、これは、御承知のように、戦前はこんなことじゃなかったんです。郵政省には、簡保資金の運用の審議会というのがありまして、すべてそこで、どこに、どういふふうに使つていいか、これは公共団体がいろいろありますが、やつておつたんです。戦争中に、いままでも言つておつた、一本にすればいい、一本にしたいというので、それで統一されたんですよ。戦争が済んで、また本来の元の形に直そうという、その当時、次官同士の覚え書きがあるのです。これはあなたが入つておられないときで、それが、それにもかかわらず、とうとうそのままで、はおかむりでやつちやつたのが今日の姿で、それで、終戦後、私は、一ぺん大蔵省関係の次官や局長を呼んで——緑風会のとときです。これじゃ困るというので、だいぶ強い意見を出したことがあるのです。それはもともとだということ、順次、還元しなさいということになつたのですけれど、ここはいまでも残つておると思つております。三省

あるわけですね。郵政省は郵政省で、簡易保険の資金、簡保資金、これを財投の中に入れて込んで、そして国が大きな企業——この簡保資金は基幹産業にも投資されておるわけですね。ですから、大きな企業にどんどん金を貸すのに使われているのは不当だ、簡易保険の掛け金を掛けた人の拠出者に戻す使い方をさせてくれということをお断りしなさいと、厚生年金、国民年金に關して、自分たちの年金のためにあるいは厚生福祉のためにこの年金資金は戻せというふうな、あるいは自主運営をさせろというふうなことを申し入れられたことはございますか。

○政府委員(横田陽吉君) 過去におきまして審議会の御意見等を受けて、そういったことをやつた事実はあるようでございまして。ただ、還元融資の問題がはつきりと事実上制度化いたしましたのは昭和三十六年からでございます。それから以降は拠出者の意向を十分に反映するようにということで、それから還元融資の資金ワケをできるだけよく、そういったことには大体主張を集中いたしまして、十年間いろいろ折衝いたしてきつたわけでございます。で、その結果、今年度、昭和四十八年度の還元融資の問題につきましては、御指摘のようになつておる分の三分の一というふうなワケの拡大、それからまた、同時に、従来から事業主あるいは被保険者から非常に要望の強かつた個人貸し付けというものを年金福祉事業団の貸し付けの對象にする、それはいろいろ何を選擇するかという問題があつたのでございまして、一番需要が高い住宅資金について、国民が住宅をつくる場合の貸し付けを還元融資の中でやりましようというふうなことを新しく考えたり、それからまた、先ほどからいろいろ御指摘のございました直接間接に国民の福祉向上に役立つ、いわゆる「(1)」「(6)」分類というものに対する融資の割合を八五%まで高めるというふうな問題、それから全体といたしまして、厚生省の意向をより十分に尊重してもらつてというふうな、そういった内容のことにつ

○田中寿美子君　その点はわかりました。つまり田中内閣の金利政策が昨年の夏からは金融をゆるめてどんどん金を貸して金利を下げたからこっちもそうしたと、しかし、この春になったら今度は金融引き締めになったので、それに応じてこっちも引き締めた、こういうことであるということがわかったんですが、それでは、いま、現在六分五厘で貸し付けするわけですね、還元融資もそうだし、資金運用部資金の。特にその還元融資の五千七百二十四億がことしワクがあるわけですが、これを貸し付けて、資金運用部資金には六分五厘の利子を払わなきゃいけないわけですが、それよりもっと安く貸し付ける場合もあると思いますね。そういう場合には一体利子補給というようなことをなさるんですか、どうですか。

○政府委員(横田陽吉君) その問題につきましては、たとえば社会福祉事業振興会等で貸し付けているものは逆さになっておりまして、その分は一般会計で利子補給をしてもらつておるといふものもございます。それから、年金福祉事業団で融資するものの中でも個人住宅に対する貸し付けの問題につきましては、同じような問題が出かかっておりますので、これの処理につきましてはいろいろ御相談をいたしておるわけでございます。

○田中壽美子君　もう少し具体的に言ってください。たとえばどういうものには幾らで貸しているとか、そしてその利子補給をしているとか、出資をしているとか。

○政府委員(横田陽吉君) 先ほどもちよつと申し上げましたが、この被保険者住宅資金の貸し付けについての問題でございますが、これは六分三厘の利率でもって貸し付けをするというふうにいたしてあります。したがいまして、預託金の利率が六分五厘に上がつてまいりますと、そこから年金福祉事業団が借ります場合には六分五厘の利息を払わなければならぬ。そこで、三厘の逆さやになるわけですのでございますが、その逆さやの問題につきましても、年金福祉事業団に対する交付金の中でこれを

○田中寿美子君　まあ、過去の昭和三十四年三月十九日衆議院、それから三十六年十月三十一日参議院社労、何回も何回も、年金積み立て金については、その特殊性に即した運用をはかるため、資金は特別勘定を設けて、そして拠出者のためになるような使い方をせよというような決議もされてきているわけなんです。それで、まあ、これは財投の中に組み入れてしまっている現在、少なくとも還元融資だけはワクが別にあるんですね。この還元融資、せめて年金全体を別ワクの勘定に私はほすべきだと思いますし、あるいは年金の特別勘定を設けたらいいと思うんですけれども、そこまでの勇氣がないとすれば、せめて還元融資に関しては分離勘定というか、別ワクの勘定に持っていくという気がおありにならないかどうか。これは厚生大

臣の意思の問題であり、厚生省の考え方の問題。それから大蔵省では、これはそういうことは可能だと思われるかどうか。

○國務大臣(實藤野吉君) 還元融資の分は、五千億なら五千億という総ワクの中で、年金福祉事業団に幾ら、医療金融公庫に幾らと、こういうふうな配分が大蔵省と相談してきまるわけでございまして。きまりまして、その金が厚生年金事業団、あるいは医療金融公庫というところで現実の貸し付け

けをやるわけでございますが、自後の運営は全部医療金融公庫なり厚生年金事業団なりがそれぞれやっていくわけでございますから、その点については完全に自主的に運営をしていくと、こういう

ことになるわけでございます。そういうふうなことでございますから、お述べになりましたような趣旨は、一応年度当初繰ワクで金額がそれぞれの機関に配分され、そして配分された医療金融公庫なら従来の貸し付け金の返還金、そういうものと合せて自主的に管理をしていくと、こういうことになるわけでございまして、その点につきましては、りっぱな自主的な管理が行なわれていると、こういうふうに申し上げることができると思います。

蔵省の方どうですか。還元融資は別ワク勘定になつていない、分離勘定になつていないのです。どうですか、大蔵省。

○説明員(山口光秀君) 資金運用部の経理に關します限りは、分離融資といいますが、別ワク勘定になつてないわけでございます。その点につきましては、かなり基本的な問題でございまして、前に田中委員の御質問受けまして、愛知大蔵大臣からお答えしているのとおりでございまして、資金運用部ということで政府の資金を一元的に運用するものが最も効率的であるというのがたゞいまの政府の立場でございます。

○田中壽美子君 いま大臣じゃないから、これを分離勘定にするとかいうことはお答えになることができませんので、現状の説明があつたと思いま

す。還元融資もやはりワクをとって、これとこれとはこういうふうに使いますというところまでは厚生省がプランを立てるけれども、あとは一切大蔵省におまかせなんです。ですから、戻ってくる金の回収も、還元融資に関してもちゃんと把握していらっしゃらないわけなんです。それで、私はせめて還元融資に関しては今後別ワクの勘定にしていくだけの意思があまりにならないかどうかというところをお尋ねしたわけなんです。が、厚生大

臣、重ねていかがですか。
○國務大臣(齋藤邦吉君) いままでのところ、そ
うたいして問題もないような気がいたしておるわ
けでございしますが、それぞれの事業団に還元融資

として事業団に入った金の回収金の問題でござい
ますね、その問題につきましては、まあ、将来ま
たいろいろ考えてみたいと思いますが、いまのと
ころ、そうたいして支障を来たすような問題が起
こつてない、こういうふうに理解をいたしてお
ります。

○田中寿美子君 不正が起こつたらしいへんなん
です。そんなことを言っているんじゃないですね
ので、あくまでもこれは年金を出している労働
者、一般の国民、拠出者、この人たちの金ですか

これは、いま厚生大臣としてはそういうことをしたいというふうにお答えにはなれないだろうと私はお察しいたします。しかし、私、予算委員会ではお察ししたところ、大蔵省の係官の方たちと何回も説明もしていただいたりお話を聞いたりしました。その過程で、もしも厚生省にその気があるならば、年金資金の運用ぐらひは自主運用できないこととはなないという考え方を述べている人もあったわけですから。私は、厚生省のほうにむしろその意欲がないのを非常に残念に思っているわけなんです。もちろん大蔵省にまかせれば一番じょうずに運用してくれるからということだろうと思います。しかし、そのことと、やはり年金を掛けている者のために分離したらどうですかということなんて

資金を今後、いまだに財投の中の金、資金運用部資金の金は、年金関係はもう九兆円近くもあるののに、それが一体幾ら戻ってきて、ことしどこから幾ら返ってきたという回収の状況もつかめないように全部一緒くたに財投の中で使われて、そして企業への投資にどんどん流れていっているということに対して、整理してほしいと、そういう意味で私は申し上げているわけなんです。それで、不正があるんじゃないということじゃないわけです。

ところが、この還元融資、四十八年度の積み立て金の還元融資の計画を私、いadakimashitakedondemo、四十七年度の還元融資計画の実行状況、これも、四十七年度に説明をしてください。四十七年

度は三百六十七億八十八億あったわけですね。

○政府委員（横田陽吉君）　四十七年度の還元融資の実行状況でございますが、計画額が三千六百七十八億円でございます。それから実行額が千七百九十一億円。それで先ほど申しました年金福祉事業団、特別地方債、その他というふうなことで申しますと、年金福祉事業団につきましては、計画額が八百五十億円に對しまして、実行額が四百五十億円、それから特別地方債は二千百四十八億円に對して六百六十一億円、それから、その他のほ

うは社会福祉事業振興会が九十四億円が九十四億円実行されており、それから病院特会は八十二億円が八十二億円、それから医療金融公庫は二百三十一億円が二百三十一億円、公害防止事業団が二百七十三億円。ですから計画額と実行額の開きが大きいのはこの年金福祉事業団と特別地方債でございます。年金事業団につきましては、実は前年度の四十六年度という年が、御承知のようにいろいろな経済情勢の変化がございまして、と、それに対して金融情勢を大幅に緩和するということなことがございまして、借入れの申し込みが非常に少なかったわけでございます。それからまた、資材の値上がり等によりまして、貸し付け決定後の事業の実行をおくらせるというふうなものも出てまいりましたなどの理由によりまして、いま申しましたように実行額がある程度低かったと、こういうことでございます。

○田中寿美子君 つまり還元融資としてせっかくワクを取った三千六百七十八億のうち、半分ぐらいしか使えなかったということですね、四十七年度は。そして、四十八年度に繰り越している。で、繰り越し、これは財投全体がそうですから、私はそうだろうと思います。財投全体が六兆四千億のうち一兆七千億も使えないで繰り越しになっているわけですから、ですから還元融資もそうです。繰り越し額のほかに不用額といたってどう使わずにしまつて、またもとへ戻す金額があるんですね、それはどのくらいその中でございましょうか。

○政府委員(横田陽吉君) まず、年金福祉事業団の問題でございますが、さっき申したような事情がございまして、ある程度低かったわけでございますが、こういうものは翌年度においてこれを繰り越して使うというふうなことになります。大体年金福祉事業団の場合は、資金ベースと、それから計画ベースとございまして、資金ベースの点ではある程度金額が翌年度に順繰りに送られる、こういうふうなふうになっておりまして、あまり全体を通じての不用額の問題は出てまいりません。それから特別地方債はいま申しましたよ

うに計画額と実行額が三月末現在では非常に大きく開いておりますけれども、これは出納整理期間内にこういふたものが消化されるというふうなことでございまして、不用額が多額に生ずるといふような問題ではないと承知いたしております。

○田中寿美子君 年金福祉事業団に八百五十億円ですね、これは四十六年度事業計画の中で四十七年度に繰り越して支出したものが三百七十億、四十七年度事業計画で、年度内支出を予定したものが四百八十億、このうち三十六億が繰り越したもので、三百六十四億が不用額になっております。そうじゃないですか。あのね、不用額、せっかく、惜しいことだと思ふんですよ、提出者のために特にワクを広げて還元融資いたしたという、年金福祉事業団という福祉の事業に割り当てる金が不用額をたくさん出してしまふ。こういう状況は、いま説明されたように、あまり借りたがらなかつたとか、不況のために借りなかつたとか、資材が高くなつて使えなかつたとかいうようなことで、であればほんとうにもっと提出者の福祉になるようなものに振りかえるべきだと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(横田陽吉君) それは確かに数字の上では年金福祉事業団がある程度の不用額が立った形になっておりますが、その部分は四十八年度において使いますので、決してそれは還元融資のワクとして不用になつて、不用のまま切り捨てるといふことにはなつておらないわけでございます。

○田中寿美子君 それは何かしるべきですか。還元融資というのは別ワク勘定じゃないですか。だから財投に戻るんじゃないですか。資金運用部資金のほうに戻るんじゃないですか、不用額になつたら。

○政府委員(横田陽吉君) 先ほど申し上げましたように、その年度年度におきまして還元融資の額を幾らというふうにきめますが、それはその当該年度において新しくふえる分の三分の一、それから前年度から繰り越してくるものはそのワクの外でございます。

○田中寿美子君 繰り越しのことを言っているんじゃないのです。私は繰り越しは相当あるということではこれはもうわかります、財投の場合はですね。だけれども、不用額というものはもう使わないで、これは財投全体にもう相当あるわけですが、それは還元融資の場合にはどこへ行くのですかというのを聞いています。だから年金福祉事業団が三百六十四億円の不用額を出している、それは一体どこへ行くんですかということですね。戻るんですか。

○政府委員(横田陽吉君) ですから、これは不用になつた分というものは翌年度の資金のワクとしてそれを使うわけです。

○田中寿美子君 還元融資の資金ですか。

○政府委員(横田陽吉君) はい、そのとおりでございます。

○田中寿美子君 それでは還元融資というのは、別のちゃんとした全体の特別会計を持っているわけですか。さっきはそうではないということだったので、最初にワクの割り当てだけは還元融資の割り当てをする、しかし運用は大蔵省にまかせている。そして、不用額が出た場合は、私は資金運用部資金に戻つていくんだと思ふんですけれども、そうではないんですか。

○説明員(山口光秀君) 不用額は使わないわけでございますから、一般の財源と申しますか、何と申しますか……。

○田中寿美子君 戻っていくんでしょう。

○説明員(山口光秀君) ええ、貸し出しとはならないわけでございます。ただ、年金福祉事業団につきましては、四十八年度の計画額は千三百七十一億、非常に大きな数字になっております。従来八百四十億とか、八百五十億とかいうオーダーでございますから、それに比べて大きなワクになっておりまして、その辺を考へて新しい計画をつくつたわけでございます。

○田中寿美子君 まあ、かばい合うからほんとうのことをおっしゃらないのですけども、私は、わざわざ苦勞して四分の一から三分の一まで還元融資のワクを広げておいて、そしてそれを使ひませんでしたといつて、また資金運用部資金に返すなんという、そういうばかなことではないと、だから、別ワク勘定でそこに置いておけば、これからの貸し出すものもはつきりわかるし、回収してくれば、またその別の勘定をもつて、それを年金の資金に充てていくこともできる、福祉にも充てられるんじゃないかと、そういうことをもう繰り返し言っているわけですが、ちがひがきまされぬで、そのくらいしておきますけれどもね。まあ私は、ことし、いまおっしゃつたように千三百七十一億の年金福祉事業団の割り当てがあるわけですね。それでそのワクは非常に大きいわけですから、ですから、これはあれですか、繰り越し別でしよう、繰り越しが四百五十億ぐらいまだありますね。繰り越し入つてですか、入れてですか、繰り越しも加えたらもっと多くなるんじゃないかと思ふ。それで、今度は、それを使うためにまあ、いろいろなプランをおつくりになつたわけですね。それで、昨年度、せっかくの還元融資、年金福祉事業団がその金を使うことができなかったのは、住宅の貸し付けなんというのに、会社に貸し付ける、その会社にとめてある一人一人の労働者に貸し付けることをしないで会社に貸し付けたから、それじゃ、社宅じゃ入りたいくないというの、まあ私このごろの人の通念じゃないかと、自分自身のマイホームのために土地を手に入れたとか、家を買いたいとかいうことのために貸してくれらんだったらもっと使えたかもしれないということもあるかと思ひます。それでこれは還元融資の中でも年金福祉事業団の住宅の貸し付け金は会社の個人に貸すんですね、そういうふうに変つたんでしよう。

○政府委員(横田陽吉君) 全部が全部そういうふうに変えたわけではございませんで、被保険者個人に貸す分を三百六十五億円計上したと、こういうことでございます。それで、この貸し付けのやり方でございますが、まあ還元融資でございますから原則いたしましては事業主がそのような融資事業をやっております場合にそれに対する原資

の提供ということで事業主に貸し付けをする、
こういうことが原則でございます。ただ、問題は
その事業主によりまして、そのような個人住宅の
貸し付けの制度をとって、おられない事業主等もあり
得るわけでございまして、まあ、そういった場
合は労働者団体を通じての貸し付けでございませ
うか、あるいは個々に被用者に対する貸し付けを
住宅金融公庫を通じて実施するとか、そういった
道も講ずることにいたしております。そのような
ことによりまして、いま申しました三百六十五億
円程度を個人貸し付けに融資をするという考えで
ございします。

○田中寿美子君　こまかくいろいろあるけれども
もう時間をあしめますので、その還元融資の使い
方をもっと研究していただきたいんです、大臣
ね、ことに。その還元融資の中に使われている中
身を見ますと、まあ、厚生省所管の業務全体にわ
たっているんですよ。たとえば屠畜場、簡易水
道、一般廃棄物処理、産業廃棄物処理、同和対
策、下水道、上水道と、私は還元融資は、特に保
險金を出している拠出者の直接の福祉のために使
えというのが趣旨ですから、厚生省の所管の業務
全般にわたらないで、もっと限っていただきたい
い。ほんとに直接福祉に係るものに、たとえ
ば年金福祉事業団の中の住宅、療養施設、厚生福
祉施設、被保険者住宅資金貸し付け、――大規模
年金保養基地というものが今度からありますね、そ
ういったものとか、病院だとか、厚生福祉関係、
まあ、そういうようなところに限られれば日本の
福祉のおくれだつて施設的面からはすいぶん改善
ができるはずなのに何で一般会計から当然まかな
うべき上下水道までね、簡易水道とか――それは
広いえば公衆衛生に係るから福祉ですと
いうふうに、そういうことを言ったら、すべても
う何もかもみんな拠出者の福祉のためですという
ことになってしまふ。そうすると、還元融資のワ
クを取った意味がなくなってしまうと思うんで、
これはもつと厚生省全体にばらまいたりしない
で、集中するお考えは将来おありになりませんか

か、厚生大臣。

○国務大臣(斎藤邦吉君)　まあ、還元融資の使い
方についてはいろいろやっぱり御意見はありだ
と思ひますが、被保険者に直接というふうな考え
方を強く出される方もございしますが、市町村等の
事業に對ししてお貸しすることがこれはやっぱ
りやむを得ないものも私はあると思うんです。す
なわち厚生年金事業団あるいは医療金融公庫、そ
れは主として個人に貸し付けるのが多いんです
が、市町村もやはりこういうふうな福祉施設をつ
くることに非常に熱心になってきておられるので
ございますから、市町村にも貸さぬというわけには
きませんが、今後ひとつ十分被保険者の御意見が
やっぱりこの還元融資の使途については反映され
るように今後とも努力いたしたいと思ひます。

○田中寿美子君　市町村に貸すなど言っているん
じゃないんです。大いに貸したい、ただ、そ
の中身をここにあらうように、老人の拠出整備費だ
とか、病院だとか、福祉関係だとか、レクリエー
ションくらいまではこれは大いにいいと思うんで
す。貸し付け方がまずかつたので、あるいは経済
情勢がおかしかつたので余つてしまつて、どうに
もこうにもならないほど不用額が出たという状況
じゃないかと私は思ふんですがね。それで、こと
しは大規模年金保養基地というのを考えていらっ
しゃいますね。これは老人対策だと思ふんです
が、これはがさつと大きくお金が要るような計画
だと思ふんですけれども、この計画の中身はどん
なものでございしますか。

○政府委員(横田陽吉君)　本年度の新たな年金福
祉事業団の還元融資の事業といたしましては、先
ほど申しました個人住宅の融資と並びまして大規
模年金保養基地がございします。これは一口で申し
ますと、主として老人の保養、それから健康増
進、さらには労働の場、その三つを総合的に提供
をする、こういう考え方でございします。それか
ら、同時にまた、老人がそういった施設を利用す
るにつれて、その老人の子供なり孫なりと一緒に
その施設を利用することによって、老人と若い者

との間の交流の場にもあわせ寄与することができ
ると、そういったことをねらつたものでございま
して、それで今年度の計画といたしましては、三
カ所これを設置することにいたしました。それ
だ、相当広大な敷地を必要といたしまして、それ
から、この種事業はわが国においては初めての事
業でございしますので、単年度でこれを完成するこ
とはなかなか困難でございしますので、おそろく三
年ぐらゐかかつてこれを仕上げるという考え方に
なつております。で、大体の規模から申し上げます
と、一カ所土地は百万坪、その上にいま申しまし
たように各種の施設を設置いたすわけでございま
して、土地の取得、造成費、それから施設の設置
費を含めまして一カ所おおよそ二百億円という見
当で考えております。この設置、運営の主体は年
金福祉事業団にいたすつもりでございします。

○田中寿美子君　百万坪で一カ所二百億の非常に
大きなセンターができるという見通しで三カ所考
えていられるわけですね。ことしの八十一億とい
うのは、土地取得のためのおもに費用である、あ
るいは研究する、プランをつくる費用であるとい
うふうに聞いております。これは年金を拠出して
いるいまの普通のサラリーマン男女にとつてやっ
ぱり利用できる、つまりいままでの特別養護老人
ホームとか、養護老人ホームというふうなもの
ではない、有料の一般のだけれども拠出者が使えるとい
うものにするというふうに話を聞いてるんで、
それはそれでたいへん緊急に必要になつてゐるわ
けですね、両方とも必要なわけですね。

そこで私、最後に、いろいろまだ問題あります
けれども、これで最後にしたいと思ひますが、私
どもの友人の中に独身の婦人がたくさんおりま
す。これは戦争の犠牲者でしてね、ちようどいま
ごろ五十歳こえ、初老に差しかかるというふうな
人たちがですね、相手がいなくてやむを得ずひとり
身のまま過ごした女性が相当います。そして、み
んなたいていの場合、職業についているわけなん
です。で、その人たちは非常に老後のことを心配し
ております。これは、けさほど申し上げましたよ

うに定年退職後の老後の不安を持っている世帯主
である男性もたくさんいるけれども、女性の中に
非常にたくさんおります。で、まあ戦争当時から
戦後にかけて二十歳から三十歳ぐらゐだった人、
いま四十五歳から五十九歳ぐらゐの間の女性
で、一体、年とつてしまつたらどうしようかし
ら、もういまや、かつてのように家庭にたよるわ
けにはいけません。その年齢層は女のほうで二百六
十二万人多いんです。だから独身で終つちやつ
たわけなんです。適齢男性が死亡したということ
ですね。そこで、戦争の犠牲者と受けたわけ
なんです、この人たちがから私も陳情も受けたわけ
です。厚生省にも陳情に行つたはずでございすけ
れども、老後に、何人か一緒に、同じような境遇
にある独身の女性三、四人が一緒でも入れるよ
うな家を手に入れた。つまり、大きな老人ホー
ムというのはいまや理想じゃないわけで、家
庭らしい雰囲気をつくっていく。しかし、土地の
取得もむずかしければ、もうあらゆる面でむずか
しい。自分たちがわずかにためてある金と退職金
で、はたして老後が暮らせるかという不安にお
のいてるわけなんです。それで、それからもう
一つは、病氣になつたらどうしようかという心配
も持つております。自分たちがもう一人暮らしの
老人とか、寝たきり老人になる姿を想像すると、
夜も眠れないと言つてゐる人たちがいるわけ
です。で、大規模年金保養基地なんというものを
考えになるときは、そういう人たちがたくさん
いるということを考慮に入れて、これはイギリス
なんかでも私は見ましたけれども、年金者同士が
四、五人で一軒の家を借りて、そして家庭として
暮らしているというのがすいぶんありますが、そ
んなようなこともできるようにあわせて考慮して
もらいたいということを要望いたします。大臣、
そういうことをお考えくださいますか、どうで
すか。

○国務大臣(斎藤邦吉君)　ただいまのお話、非常
に、私、けっこうな話と承りました。そういう
方々がやっぱたくさんおられるわけでございま

いは医療保険制度全般のいわゆる抜本的な改革という点にも関連するかもしれないが、そういうこととの関連も考えながら、また先ほども申し上げました、現在、審議をお願い申し上げております健康保険の改正が御承認をいただきますならば、それとのかね合いも考えながら、今後日雇い健保につきましては、さらに一段と今後の改善について検討をしてみたい、このように考えておりますのが現在の実情でございます。

○藤原道子君 いまの健保が通れば云々とおっしゃった。だって、健保を出すには通ると思っ出したんでしょ。その健保と同じように日雇い健保が出た。そうすると健保が通ればそれに準じてといういまのことは、じゃあもうこの健保は通らないことを見通してやっておいてなるのですか、この点はっきりしてください。

○政府委員(北川力夫君) 私のお答えのしかたについて、非常に日本語の使い方が不十分でございましたので、まことにその点は遺憾でございますけれども、決してそういう意味で申し上げたわけではございません。とにかく現在の健康保険で改正をお願いいたしておりますのは、かなり大がかりな、大まかな改正でございますので、この改善が御承認いただきますことを前提にして、それを近づけると、将来、そういうことを申し上げたわけでございます。どうぞ、私の申し上げたことに誤解をいただきますように御了承をいただきたいと思っております。

○藤原道子君 私はあなたを信頼しているのよ、ふだん。とんでもない答弁だからもうがっかりしちゃった。そこで日雇い労働者の実態はどんなふうかお伺いしたいと思います。——どうしたの、わかんないの。

○政府委員(加藤威二君) 先生の実態という御質問がどういう意味かはつきりいたしません、私のはうで日雇い労働者の世帯、日雇い労働者のうち、被保護世帯、非常に生活の最低線にあるというものが約三万五千世帯ということでございます。日雇い労働者世帯のうち、生活扶助を受けておる

世帯が二万六千世帯、医療扶助を受けている世帯が二万七千世帯、こういう推計が出ております。したがって、日雇い労働者の生活の実態というものは相当苦しいであろうということが推定されます。

○藤原道子君 私は、厚生省が資料として日雇い労働者健康保険被保険者実態調査報告、四十七年四月の、これをぜひほしいと思つてたびたび要求するけれどもいただけないんです、どういうわけでしょう。労働省には資料を要求したらさっそく届けてくれた。私はこの質問をするにあたって、日雇い健保の実態についての資料、それから日雇い労働者の生活扶助、医療扶助の適用の条項、これは速報になっていきますね、「生活保護速報」、厚生省の。これもちょうだいしたいと言ったけれどもいただけない、どうしてくだらないんですか。それをまず聞きたい。

○政府委員(江間時彦君) 先生がいまおっしゃいました調査は昭和四十七年四月に行なつた実態調査であらうかと思つます。この調査は日雇い労働者の就労状況であるとか、あるいは年齢構成、あるいは被扶養者の状況あるいは賃金、そういうものの実態を調べて、事業の健全な運営をはかるための基礎資料にしたいということをやつたものでございます。この調査は、各社会保険事務所に備えられております被保険者原本、それからその更新、あるいは返納、回収された日雇い労働者健康保険の被保険者の手帳、そういうふうな事項から調べる方法をとりましたために、調査の集計にかなり日時を要しまして、現在、大体できておるのでございますが、内容分析をもう少しやりたいということ、まだ外部に発表する段階にまできてないわけでございます。大急ぎで完了いたしました、先生のお手元に早急にお届けしたいと思つておる次第でございます。

○藤原道子君 四十七年の四月に調査しているんですよね。ことは何年なの、やがて一年半になる。それでまだそれがで上がらないというのは一体何をしているんですか。それならそれで、ま

だできませんからとか、何とか言えはいけれども、要求したつてでんで知らぬ顔している。私は、うんとしやくに働いてもらいます。

そこで、日雇い労働者が就労しながら生活保護を受けているのはいまい何人とおっしゃいましたか。

○政府委員(加藤威二君) 日雇い労働者で生活保護を受けておる人員、十二万人でございます。家族を含めましてでございますが、その世帯全体が十二万人でございます。

○藤原道子君 日雇い労働者の実態にかんがみて、日雇い労働者の健康保険法の適用漏れがあるのではないかと。その対策はどのように行なっているか。

○政府委員(江間時彦君) 先生のおっしゃる意味、必ずしも十分とれてないかと思つますが、現在、日雇い関係の団体の方から聞いております最大のネックは、日雇い健康保険の適用事業所というものが健康保険の適用事業所と同じになつておるため、必ずしも十分でない。この点を考えてくると、このことは十分聞かされておりますし、われわれもこの点につきましてはできるだけ条件を緩和する、その他いろいろ検討してみたいと思つておるわけでございます。このほか、いわゆる零細企業に属します方々の被保険者の問題、この問題ともこれは大いにからんでおりまして、今後十分検討してまいりたいと思つておるわけでございます。

○藤原道子君 じゃ、いままでは検討してなかったんですか。今後検討すると、だから日雇い労働者を軽視しているということこそそういうところにも出ています。

○政府委員(江間時彦君) 検討してなかったというわけではございませんが、御承知のように、日本の健康保険の体系といふのは、被用者とそれから自営業者といふふうな基本的な二本立ての制度になつておりまして、企業の規模が小さくなるに従ひまして、この両者のけじめが必ずしも明らかでない、というような問題もございまして、

なかなか適用上むずかしい問題を含んでおるわけでございます。しかしながら、いつまでもそういうことを言っておれません。われわれでできるだけ早急に努力をいたしまして、結論を得たいと思つております。

○藤原道子君 そこで、今度は建設国保が昭和四十五年にできたですね。擬制適用が打ち切られたことにより国民健康保険組合を設立したと、その建設国民健康保険組合の状況はいかがですか。

○政府委員(北川力夫君) この四月一日現在で組合数は三十六でございます。それから被保険者数が八十四万八千人ということになっております。

で、具体的なこの組合の経営状況でございますが、現在まで私どもが的確に把握しておりますものは四十六年度まででございます。四十六年度の状況を申し上げますと、四十六年度では三十九の被保険者がありましたが、この中で黒字の被保険者が三十三で、赤字の被保険者が六。大体以上のような状況でございます。

○藤原道子君 この建設国保組合の陳情書の中に、「昭和四十五年私たちの生命の綱であつた日雇健康保険の擬制適用が打ち切られました。その日雇の建設労働者、職人にとつて、本人の十割給付と傷病手当は、自らの生命と健康を守るために欠かせないものでした。そこでやむを得ず、国民健康保険組合を設立し、日雇健康保険組合なみの給付を維持することにしました。そして今日まで、自ら診療を制限し、再三にわたる大幅な保険料の引上げなど、その運営に文字通り血のつむぎを流してきています。」、こういうふうなことがいろいろ書いてきているのでございまして、「この間、国保組合への国庫負担二五%を市町村なみの国庫負担(四〇%)にすること。併せて当面の措置として臨時調整補助金の増額を政府に要望してきました。」「これらについては一体どうなんでしょうか。」「しかし、最低限の望みをたたくしていた昭和四十八年度の臨時調整補助金は七十一億六千万円の厚生省要求が大蔵省第一次査定で三〇

請願者 大阪府吹田市泉町二ノ二六ノ二

紹介議員 荒木貞江外七名

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

請願者 高山 恒雄君

紹介議員 神奈川県相模原市麻溝台の原一

佐藤恵子外十二名

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第三七〇四号 昭和四十八年六月二十九日受理

「看護」の質、量の充実に関する請願(八通)

請願者 横浜市内六ツ川二ノ一四二ノ一

八 高橋律子外七名

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第三七〇五号 昭和四十八年六月二十九日受理

「看護」の質、量の充実に関する請願(八通)

請願者 横浜市内港北区太尾町二八三

荒川 美佐子外七名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第三七三〇号 昭和四十八年六月三十日受理

「看護」の質、量の充実に関する請願

請願者 徳島市南佐古七番町二ノ二九 西

部元美

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第三七四八号 昭和四十八年七月二日受理

「看護」の質、量の充実に関する請願(三通)

請願者 山形市大字柏倉九一三 中川節子

外二名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第三七四九号 昭和四十八年七月二日受理

「看護」の質、量の充実に関する請願(四通)

請願者 山口県防府市古祖原県立衛生看護

学院内 浜田幸子外三名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第三七六五号 昭和四十八年七月二日受理

「看護」の質、量の充実に関する請願(三通)

請願者 茨城県那珂郡東海村村松晴嵐荘内

栗山ツギ外二名

紹介議員 竹内 藤男君

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第三七八四号 昭和四十八年七月三日受理

「看護」の質、量の充実に関する請願

請願者 奈良県大和郡山形町一ノ六二

社会保険大和郡山形総合病院内 渡

辺マスコ

紹介議員 大森 久司君

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第三七八五号 昭和四十八年七月三日受理

「看護」の質、量の充実に関する請願(五通)

請願者 群馬県佐波郡赤堀村市場二五四

山口芳枝外四名

紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第三八一九号 昭和四十八年七月四日受理

「看護」の質、量の充実に関する請願(二十通)

請願者 東京都板橋区坂下一ノ一二ノ二〇

小林清子外十九名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第三八三五号 昭和四十八年七月四日受理

「看護」の質、量の充実に関する請願

請願者 名古屋守山区守山字市場 大根

田百合子

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第三八五五号 昭和四十八年七月五日受理

「看護」の質、量の充実に関する請願(二十通)

請願者 長野県松本市旭三ノ一〇一 小池

はま子外十九名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第三八五六号 昭和四十八年七月五日受理

「看護」の質、量の充実に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨膳部町八九 石

川千代子

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第三六九〇号 昭和四十八年六月二十九日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 埼玉県大宮市天沼町一ノ四四〇

宮野五六外八百十一名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第三七〇六号 昭和四十八年六月二十九日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制

定等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市向山東町一二四ノ一

金子加代外十六名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三七〇八号 昭和四十八年六月二十九日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制

定等に関する請願

請願者 静岡市末広町九六ノ五 仲村信夫

外二十名

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三七二六号 昭和四十八年六月三十日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制

定等に関する請願

請願者 三重県桑名市矢田町一ノ六八 矢

田隆子外十九名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三七八二号 昭和四十八年七月三日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制

定等に関する請願

請願者 東京都町田市本町田三、四八六藤

の台団地一ノ三二ノ四〇二 松藤

百合子外二十名

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三七八三号 昭和四十八年七月三日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制

定等に関する請願

請願者 名古屋市緑区鳴子四ノ一三第一カ

ンテ三一一号 清水邦夫外二十名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三七九六号 昭和四十八年七月三日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制

定等に関する請願

請願者 岐阜県大垣市丸の内二大垣市役所

厚生課内大垣市戦災死傷者遺族会

内大垣市戦災死傷者連絡会内 安

田寛外十二名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三八〇四号 昭和四十八年七月三日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制

定等に関する請願

請願者 名古屋守山区守山字市場 大根

田百合子

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第三八五五号 昭和四十八年七月五日受理

「看護」の質、量の充実に関する請願(二十通)

請願者 長野県松本市旭三ノ一〇一 小池

はま子外十九名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第三八五六号 昭和四十八年七月五日受理

「看護」の質、量の充実に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨膳部町八九 石

川千代子

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三五三〇号と同じである。

第三六九〇号 昭和四十八年六月二十九日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 埼玉県大宮市天沼町一ノ四四〇

宮野五六外八百十一名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第三七〇六号 昭和四十八年六月二十九日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制

定等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市向山東町一二四ノ一

金子加代外十六名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三七〇八号 昭和四十八年六月二十九日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制

定等に関する請願

請願者 静岡市末広町九六ノ五 仲村信夫

外二十名

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

定等に関する請願

請願者 名古屋市市中区錦一ノ六ノ一 嶋銅

武二外二十名

紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三八二九号 昭和四十八年七月四日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区師長町一ノ九 広

芝一子外十九名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三八三〇号 昭和四十八年七月四日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願

請願者 東京都町田市本町田藤の台団地一ノ三二ノ四〇二 松藤純子外二十名

名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三八三四号 昭和四十八年七月四日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市弥生町字松原六三

可知義興外十九名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三八五七号 昭和四十八年七月五日受理

民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願

請願者 福島県郡山市深沢二ノ二ノ五

阿部義雄外十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第三七一八号 昭和四十八年六月三十日受理

保険診療報酬法制定に関する請願

請願者 名古屋市緑区鹿山一ノ四九 福沢

次雄外七名

紹介議員 柴田 栄君

保険診療報酬法をすみやかに制定し、左記事項の実現を図りたい。

一、保険診療報酬士の国家資格認定制度の実施。

二、保険診療報酬士としての新しい職業専門教育養成機関の認可。

三、「保険診療報酬士」として病院診療所会計、社会保険診療報酬請求事務職の身分保障。

理由

わが国の医療保険制度は、近年、医学、医術制度の急速な進歩により医療内容が高度化し医療給付が著しく増大しており、これにともない、保険医の行なう保険診療と医療機関の行なう社会保険請求事務が適正、適法に遂行され、円滑に推進されることが要求されている。つまり、両者の専門的知識職能者の高い技術提携が望まれる。「保険診療報酬士」の法の定める身分保障があつてのみ、社会的責任は全うされ医療保険制度は適正、適法に運営される。

第三七一九号 昭和四十八年六月三十日受理

保険診療報酬法制定に関する請願

請願者 北海道千歳市泉郷 金子光弘外七名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七二〇号 昭和四十八年六月三十日受理

保険診療報酬法制定に関する請願

請願者 新潟県新発田市大手町五ノ四ノ一

四 倉若恵喜外五名

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七二二一号 昭和四十八年六月三十日受理

保険診療報酬法制定に関する請願

請願者 岐阜県多治見市十九町一ノ三八

板倉恵美子外八名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七二二二号 昭和四十八年六月三十日受理

保険診療報酬法制定に関する請願

請願者 宮崎市千草町八ノ五 平嶋タキエ

外七名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七二三号 昭和四十八年六月三十日受理

保険診療報酬法制定に関する請願

請願者 岐阜県各務原市小佐野町一、〇二

三ノ一 青山安治外五名

紹介議員 二本 謙吾君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七二四号 昭和四十八年六月三十日受理

保険診療報酬法制定に関する請願

請願者 愛媛県松山市立花町一ノ七ノ一五

高橋一隆外三名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七二五号 昭和四十八年六月三十日受理

保険診療報酬法制定に関する請願

請願者 沖縄県名護市字名護五、二九七

山入端春枝外十五名

紹介議員 松岡 克由君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七二六号 昭和四十八年六月三十日受理

保険診療報酬法制定に関する請願

請願者 沖縄県名護市字名護一八五 上里

勝外十六名

紹介議員 山内 一郎君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七二七号 昭和四十八年六月三十日受理

保険診療報酬法制定に関する請願

請願者 札幌市豊平区西岡五ノ四 山本

香代子外十五名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七二八号 昭和四十八年六月三十日受理

保険診療報酬法制定に関する請願

請願者 兵庫県西宮市社家町一ノ五八 加

藤利夫外十五名

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七三〇号 昭和四十八年六月三十日受理

保険診療報酬法制定に関する請願

請願者 大阪府枚方市田ノ口一、六六四

佐藤一恵外二十名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七三二号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療報酬法制定に関する請願

請願者 沖縄県中頭郡美里村字宮里三三二

池原照子外二十二名

紹介議員 稲嶺 一郎君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七三三三号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療報酬法制定に関する請願

請願者 栃木県芳賀郡二宮町大字公員新田

九九 井沢ユキ子外四名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七三三三号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療報酬法制定に関する請願

請願者 和歌山市榎原一二ノ二九 岩田

忠登志外四名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七三三三号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療報酬法制定に関する請願

請願者 和歌山市榎原一二ノ二九 岩田

忠登志外四名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七三三三号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療報酬法制定に関する請願

請願者 和歌山市榎原一二ノ二九 岩田

忠登志外四名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七三三三号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療報酬法制定に関する請願

忠登志外四名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七三三三号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療報酬法制定に関する請願

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七三五号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 長野県更級郡上山田町二、九八四

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七三六号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 岡山県玉野市浜川一ノ二〇ノ八

紹介議員 小枝 一雄君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七三七号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 川崎市幸区大宮町三〇国鉄アパー

トB二一 小笠原喜一外十六名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七三八号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 広島県佐伯郡大柿町大原四ノ五三

紹介議員 堀見 俊二君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七三九号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 佐賀県杵臼郡北方町大字志久一、

〇二七 山崎マリ子外八名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七四〇号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 大阪府豊川市上神田二ノ四二八

紹介議員 玉置 猛夫君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七四一号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 神戸市灘区鶴甲四ノ二四ノ三〇六

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七四二号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 和歌山市山口西五二四 広井邦雄

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七四三号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 岐阜県本巣郡真正町天神前 石原

宮雄外八名

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七四四号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 秋田県能代市警字杉沢野一一

長谷山清一外四名

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七四五号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 札幌市中央区南一三条西二一ノ二

杉原京子外八名

紹介議員 岩本 政一君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七四六号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 埼玉県大里郡花園村大字永田二四

五 山藤男外五名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七四七号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 岡山県玉野市浜川一ノ二四ノ三

平井文章外八名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七五七号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 名古屋市中山区大字川字東山二、

八七四 谷村武外五名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七五八号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加土山町五二ノ

一八二 田原あい外六名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七五九号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 沖縄県浦添市字牧港二九二 儀間

真勝外十六名

紹介議員 松垣徳太郎君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七六〇号 昭和四十八年七月二日受理

請願者 長崎県佐世保市潮見町五ノ六 小

林啓一外三名

紹介議員 中村 慎二君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七六一号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 沖縄県名護市字名護二、六九五

屋比久幸子外二十名

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七六四号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 沖縄県浦添市字安波茶八三 宮城

久子外十六名

紹介議員 平泉 涉君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七六七号 昭和四十八年七月二日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 鹿児島市宇宿町七二一 木村敏子

外八名

紹介議員 川上 為治君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七七〇号 昭和四十八年七月三日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 大阪府豊川市市末広町一八ノ七

中井樽子外六名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七七一号 昭和四十八年七月三日受理

保険診療経理士法制定に関する請願

請願者 山梨県甲府市德行一ノ二ノ二七

原田由希子外五名

紹介議員 大森 久司君

第三七七二号 昭和四十八年七月三日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 大阪府東大阪市瓜生堂二ノ二四ノ一
紹介議員 亀井 善彰君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 亀井 善彰君

第三七七三号 昭和四十八年七月三日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 和歌山市吉礼三二四ノ二 国友千代子外四名
紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 川野辺 静君

第三七七四号 昭和四十八年七月三日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 岡山市徳吉町二ノ五ノ六 長坂淳子外八名
紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 木村 睦男君

第三七七五号 昭和四十八年七月三日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 福井市町屋町二三 小林孝一外四名
紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 熊谷太三郎君

第三七七六号 昭和四十八年七月三日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 大阪府豊屋川市末広町一八ノ七 中井俊夫外六名
紹介議員 田口長治郎君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 田口長治郎君

第三七七七号 昭和四十八年七月三日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 沖繩県中頭郡美里村字大里三六 小渡敏子外二十四名

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 星野 重次君

紹介議員 内藤三郎君
この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三七七八号 昭和四十八年七月三日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 愛知県刈谷市中手町四ノ一 磯村繁子外六名
紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 橋本 繁蔵君

第三七九七号 昭和四十八年七月三日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 岡山県総社市小寺三〇八ノ四 清水淑子外八名
紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 高橋 邦雄君

第三七九八号 昭和四十八年七月三日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 長野県茅野市三ノ三、六三七 上条すみ子外十二名
紹介議員 濱田 幸雄君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 濱田 幸雄君

第三八〇五号 昭和四十八年七月三日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 横浜市中区神奈川大口通七六ノ一 常盤荘内 伊藤春美外八名
紹介議員 小林 国司君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 小林 国司君

第三八〇六号 昭和四十八年七月三日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 山梨県塩山市小島敷二、二九九 中井とし外六名
紹介議員 星野 重次君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 星野 重次君

第三八〇七号 昭和四十八年七月三日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 山梨県塩山市小島敷二、二九九 中井とし外六名
紹介議員 星野 重次君

保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 大阪市城東区古市南通二ノ九 喜田信一外十六名
紹介議員 今泉 正二君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 今泉 正二君

第三八一〇号 昭和四十八年七月四日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 埼玉県川口市並木町三ノ三一 一むつみ荘内 樋地愛子外十八名
紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 植木 光教君

第三八一一号 昭和四十八年七月四日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 横浜市神奈川区大口通七七一 一恵比寿荘内 小野昭子外七名
紹介議員 那 祐一君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 那 祐一君

第三八一二号 昭和四十八年七月四日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 岡山県玉野市洪川一ノ二〇ノ八 平井初美外七名
紹介議員 新谷三郎君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 新谷三郎君

第三八一三号 昭和四十八年七月四日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 岡山県玉野市洪川一ノ二〇ノ八 平井律子外八名
紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 鈴木 省吾君

第三八一四号 昭和四十八年七月四日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 広島市東雲本町二ノ一四ノ四 早野忠吉外七名
紹介議員 中津井 真君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 中津井 真君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
第三八一五号 昭和四十八年七月四日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 長野県南安曇郡穂高町 大字柏原三、七六〇 太田絹子外十二名
紹介議員 中村 登美君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 中村 登美君

第三八一六号 昭和四十八年七月四日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 神奈川県横浜須賀町一ノ四一 藤本田鶴子外八名
紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 鍋島 直紹君

第三八一七号 昭和四十八年七月四日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 鳥取市横枕三三三 中村貴外七名
紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 宮崎 正雄君

第三八一八号 昭和四十八年七月四日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 東京都杉並区松ノ木三ノ一五ノ九 小川荘内 池田義信外十七名
紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 安井 謙君

第三八三三三号 昭和四十八年七月四日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 鹿児島市永吉町二、六〇〇 原良田地一ノ三〇三 黒田正勝外八名
紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 岩動 道行君

第三八五八号 昭和四十八年七月五日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 神奈川県横浜市鶴沼海岸七ノ一四

この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。
紹介議員 岩動 道行君

ノ二五 藤吉英治外十五名
紹介議員 佐藤 一郎君
この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三五九号 昭和四十八年七月五日受理
保険診療経理士法制定に関する請願
請願者 広島県安佐郡佐東町八木六七五ノ四 宮本緑外四名
紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第三七一八号と同じである。

第三五二号 昭和四十八年七月五日受理
国の負担による診療報酬の引上げ等医療の改善に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市汐江東大寺二五 山本俊一外千三百三十九名
紹介議員 香取タケ子君
この請願の趣旨は、第三一七三号と同じである。

第三八五二号 昭和四十八年七月五日受理
国の負担による診療報酬の引上げ等医療の改善に関する請願
請願者 宮城県仙台市旭町二ノ一〇三 賀屋義郎外七十二名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第三一七三号と同じである。

第三八六〇号 昭和四十八年七月五日受理
健康保険改正案反対並びに診療報酬緊急大幅引上げ等に関する請願
請願者 大分市東八幡四ノ四 山田治男外二千五百五十九名
紹介議員 渡辺 武君 星野 力君
国民が切実に求めている「全額無料」でいつても、どこでも、だれでも安心して良い医療がうけられる「医療保障制度」を国と大企業の負担で実現するため、左記事項がすみやかに実施されるよう要望する。

一、被保険者の負担を増加させる健康保険改悪

法案を成立させないこと。
二、すべての医療保険の給付を本人・家族とも十割とし、当面、健保家族並びに国保を八割給付とすること。
三、保険料の負担割合を労働者三、使用者七とし健保三割・共済二割・日雇五割・国保五割以上の定率国庫負担を確立すること。
四、六十五歳以上の老人と三歳以下の乳幼児の医療費を所得制限なしで全額公費負担すること。これに対応して医療供給体制を充実させる具体的措置をとること。
五、診療報酬を大幅に引き上げること。当面、薬価をのぞき単価で五割以上緊急に引き上げること。診療報酬を物価、人件費等の上昇に見合せてスライドさせること。
六、医師、看護婦を大幅に増員し待遇を改善すること。当面、看護婦夜勤手当千円に見合う額をすべての医療機関に対して国庫補助すること。
七、国と自治体の責任と負担で休日、夜間診療、救急医療を確保すること。

理由
いま多くの国民が医療について大きな不満をもっている。歴代の政府が大企業本位の高度成長政策をつづけてきたため国民の健康は破壊され、公害、交通事故、労働災害、職業病などが激増し、国民の有病率はこの十年間に約二倍となり、十人に一人が病気という有様である。四次防には五兆二千億円の国費をつぎこみながら、国民のいのちと健康を守るための医療には予算を出しおし、保険料の引上げなどを中心とする健保改悪法案を成立させようとしている。また、ひろがる差額徴収や無医地区、休日、夜間診療や、救急医療などの対策をおこたり、医師、看護婦の不足を深刻化させ、診療報酬のなかでは、医師、看護婦をはじめ、医療に従事する者の技術料などを適正に評価せず、不当な低診療報酬をおしつけている。

第三八七三号 昭和四十八年七月五日受理

健保、年金法改正反対に関する請願
請願者 鳥取市寺町一〇〇 上林靖明外二百四名
紹介議員 足鹿 覺君
健康保険法等の一部を改正する法律案並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律案に反対し、左記事項の実現を強く要求する。
健保改正案について
一、家族給付率を八割とすること。
二、労使三対七の負担割合を制度化すること。
三、独占業を規制すること。
四、政府管掌健康保険の二割以上を国庫負担とすること。
厚生年金改正案について
一、最低保障額（厚生年金四万円、国民年金三万円）の創設を中心とする年金額の引上げを行なうこと。
二、各種年金の格差の解消をはかること。
三、物価上昇に際し、自動スライド制の確立をはかること。
四、保険料を労使三対七の負担割合を制度化すること。
五、積立方式を賦課方式に改めること。

七月十六日日本委員会に左の案件を付託された。
一、医療法の一部を改正する法律案（和田静夫君外七名発議）
医療法の一部を改正する法律案
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。
第五条の二の次に次の二条を加える。
第五条の三 国は、その開設する病院が第一号から第三号までに掲げる事項を実施し、また、必要に応じ第四号又は第五号に掲げる事項を実施するに必要な条件を整備するようにしなければならない。

七月十六日日本委員会に左の案件を付託された。

一 治療のほか、健康の保持増進、疾病の予防、各種精密検査、リハビリテーション（後保護を含む）、栄養指導等包括的な医療の供給
二 医療に関する研究及び医師法（昭和二十三年法律第二十一号）第十一号又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二十二号）第十一号第二号の規定による実地修練、医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修その他の医療関係者の研修修練
三 当該病院に勤務しない医療関係者の医療又は研究に対する当該病院の業務に支障のない範囲内での施設の供用
四 救急医療の供給
五 交通が不便で病院又は診療所が不足している地域（以下「無医地区」という。）への医療の供給
二 地方公共団体は、前項の規定による国の措置に準ずる措置を講ずるようしなければならない。

第五条の四 厚生大臣の諮問に依りて、医療機関の整備及び診療報酬に関する重要事項を調査審議させるために、厚生大臣の監督に属する医療審議会を置く。
二 都道府県知事の諮問に依りて、医療機関の整備に関する重要事項を調査審議させるために、各都道府県に、都道府県知事の監督に属する医療機関整備審議会を置く。
三 医療機関整備審議会の構成、委員の任期、議決方法その他医療機関整備審議会に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。
第七条の二を削る。
第三章を次のように改める。

第三十一条 厚生大臣は、地方公共団体又は日本赤十字社、社会福祉法人その他公益を目的とする政令で定める法人が開設する病院（もつぱら公衆に対し医療を行なうものに限る。）でその有する人員及び施設が第三十三条第一項の規定

に基づく省令の定める要件に適合し、第五条の三第一項第一号から第三号までに掲げる事項を確実に実施することができると認められるものを、公共病院として、認定することができる。

第三十二条 公共病院は、省令の定めるところにより、第五条の三第一項第一号から第三号までに掲げる事項を実施しなければならない。

2 公共病院のうち厚生大臣の指定するもの（以下「特定公共病院」という。）は、前項に規定する事項のほか、厚生大臣の定めるところにより、第五条の三第一項第四号又は第五号に掲げる事項を実施しなければならない。

第三十三条 公共病院は、省令の定めるところにより、次の各号に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

一 省令をもつて定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者

二 第二十一条第一項第二号から第十三号まで及び第十五号並びに第二十二条第一項各号に掲げる施設

三 患者輸送用の自動車

四 作業療法室及び理学療法室

五 健康指導室及び栄養指導室

六 遊歩場及び体育施設

七 医療相談室

八 第五条の三第一項第一号から第三号までに掲げる事項に関する諸記録

九 その他省令をもつて定める施設

2 特定公共病院は、前項に定めるもののほか、省令の定めるところにより、次の各号に掲げる人員及び施設を有しなければならない。

一 救急医療又は無医地区の医療に従事する省令をもつて定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者

二 救急用の自動車その他の救急医療の供給に必要な省令をもつて定める施設

三 巡回診療車その他の無医地区への医療の供給に必要な省令をもつて定める施設

第三十四条 厚生大臣は、前条に規定する人員若

しくは施設を有せず、又は記録を備えていない公共病院の開設者に対し、期間を定めて、その改善を命ずることができる。

第三十五条 厚生大臣又は都道府県知事は、公共病院の開設者に対して、その運営に関して必要な指示をすることができる。

第三十六条 厚生大臣は、公共病院が第三十一条に規定する要件を欠くに至つたときその他第三十二条第一項に規定する事項を適正に実施せず、又は実施することができなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第三十二条第二項の指定について準用する。

第三十七条 都道府県知事の諮問に応じて、公共病院の運営に関する重要事項を調査審議させるために、各都道府県に、都道府県知事の監督に属する公共病院運営審議会を置く。

2 公共病院運営審議会の構成、委員の任期、議決の方法その他公共病院運営審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十八条 厚生大臣は、公共病院の開設者が請求することのできる診療報酬に關して必要な定めをすることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による定めをするに当たつては、あらかじめ医療審議会の意見を聞かなければならない。

第三十八条の二 国は、公共病院の行なう医療並びに医療に関する研究及び研修修練の公共性及び非採算性にかんがみ、政令の定めるところにより、公共病院の開設者に対して、次の各号に掲げるものを補助するものとする。

一 地方公共団体が開設する公共病院の設置及び整備に要する費用（第三号又は第四号に該当するものを除く。）については、その二分の一

二 公共病院の運営に要する費用（次号又は第四号に該当するものを除く。）については、その一部

三 公共病院が行なう第五条の三第一項第二号

の研修修練に要する費用については、その全額

四 特定公共病院の第三十三条第二項第一号の人員の確保及び同項第二号又は第三号の施設の整備に要する費用については、その全額

第三十八条の三 国は、救急医療及び無医地区における医療の特殊性にかんがみ、政令の定めるところにより、救急医療又は無医地区における医療を供給する病院（公共病院を除く。）又は診療所の開設者に対して、救急医療又は無医地区における医療の供給に要する費用の一部を補助することができる。

第三十八条の四 他の法律に基づき国又は地方公共団体が行なう負担又は補助の対象となる費用が前二条に規定する費用に該当するときは、その対象となる費用の額からその該当する部分の費用に対応する前二条の規定に基づく補助金の額に相当する額を控除して得た額をその対象となる費用の額として、その負担又は補助を行なうものとする。

附 則

1 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十二条 医療法の規定に基づき公共病院に係る認定又は指定を行ない、その認定又は指定を取り消し、及びその開設者に対して、同法の定めるところにより、必要な事項を命ずること。

3 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第三号中「第三十一条の公的医療機関の開設者」を「第三十一条に規定する法人」に改める。

4 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十四号中「公的医療機関」を「公共病院」に改める。

5 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二十五の項の第三欄の第二号中「（公的医療機関）」に規定する病院若しくは診療所を「（公共病院）」の規定に基づき認定された病院」に改める。

別表第三の二十六の項の第三欄の第一号の号名及び第二号を削り、同項の第四欄中「の第一号又は第二号」を削る。

この法律施行に要する経費は、平年度約一千億円の見込みである。

第九号中正誤

ベシ 段行 誤 正

三 一から 予研 予研の

三 三 させない させない

第十号中正誤

ベシ 段行 誤 正

五 四二 あるいは あるいは

第十三号中正誤

ベシ 段行 誤 正

六 二七 柴田さん 芝田さん

七 三 われ われわれ

八 二五 おりるもの おるもの

九 一八 検診 健診

一〇 三から 震動 振動

一一 二〇 匹敵 匹敵

一二 五 能 脳

一三 五 柴田さん 芝田さん

一四 一六 困難は 困難な

一五 四三 いかも しかも

一六 二から 鉄大手 私鉄大手

一七 三 必至 必要

昭和四十八年八月七日印刷

昭和四十八年八月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

H